

## 第2部 ごみ処理基本計画

# 第1章 ごみ処理・処分等の現状

## 第1節 ごみ処理・処分の状況

### 1 ごみ処理体制

#### (1) 家庭系一般廃棄物

平成22年度における、本市の家庭系一般廃棄物の分別区分及び収集・運搬体制は表2-1-1に示すとおりです。

表2-1-1

区分		収集回数	排出方法	収集方式	収集形態
可燃ごみ		週2回	指定ごみ袋または収集シール	ステーション収集・一部戸別収集	委託
不燃ごみ		月2回	指定ごみ袋または収集シール	ステーション収集	委託
不燃性粗大ごみ		月2回	指定ごみ袋または収集シール	ステーション収集	委託
資源物	白色発泡スチロール・トレー	月2・3回 (※1)	透明・半透明の袋	ステーション収集	委託
	缶・ビン類	月2・3回 (※1)	透明・半透明の袋	ステーション収集	委託
	ペットボトル	月2回	透明・半透明の袋	ステーション収集	委託
	牛乳パック	月2回	ひもで結束	ステーション収集	委託
	再利用ビン	月1回	コンテナ	ステーション収集	委託
	類古紙	新聞・チラシ	月2回	ひもで結束	ステーション収集・一部戸別収集
本・雑誌					
ダンボール・紙箱					
有害ごみ	乾電池	年4回	透明・半透明の袋	ステーション収集	委託
	蛍光管・水銀体温計				

(※1) 淀江町区域については月2回。

#### (2) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物については、事業者自らの責任において次の方法により、処理を行うこととしています。

- ・一般廃棄物中間処理施設に直接搬入
- ・米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

### (3) 直接搬入

中間処理施設に直接搬入することができるものについては、表2-1-2に示すとおりです。

表2-1-2

区分		搬入方法	搬入先	手数料
可燃ごみ		透明・半透明の袋又は結束又はそのまま	米子市クリーンセンター	10キログラムあたり190円
不燃ごみ		透明・半透明の袋	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	10キログラムあたり170円
不燃性粗大ごみ		そのまま又は結束 <sup>(※1)</sup>		
資源物	缶・ビン類	透明・半透明の袋		
	ペットボトル	透明・半透明の袋		

(※1) 搬入することができるごみは大きさ1m×1m×2m以内のもの。

### (4) ごみ処理に関する管理・運営体制

平成22年度における、本市のごみ処理に関する管理・運営体制は表2-1-3に示すとおりです。

表2-1-3

処理区分	施設名	管理者	運営	施設使用市町村名	
中間処理	可燃ごみ処理施設	米子市クリーンセンター	米子市	委託(運転)	米子市、日吉津村、大山町の一部(※1)
	不燃・不燃粗大ごみ処理施設	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	鳥取県西部広域行政管理組合	委託(運転)	境港市を除く鳥取県西部市町村(米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町)
	灰溶融施設	鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンター	鳥取県西部広域行政管理組合	委託(運転)	鳥取県西部市町村(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町)
最終処分(※2)	環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場	環境プラント工業(株)	環境プラント工業(株)	鳥取県西部市町村(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町)	

(※1) 平成23年度から27年度まで大山町中山清掃センター処理相当分を暫定搬入。

(※2) 鳥取県西部広域行政管理組合が民間施設に委託。

## 第2部 ごみ処理基本計画

### (5) 中間処理施設

平成22年度における、本市の中間処理施設は表2-1-4～6に示すとおりです。

表2-1-4 可燃ごみ処理施設

施設名	米子市クリーンセンター	
所在地	米子市河崎3280-1	
管理者	米子市	
竣工	平成14年3月	
経過年数	9年（H23.4.1 現在）	
設備及び処理能力	焼却設備	全連続燃焼式機械炉 90t/24h×3炉
	灰溶融設備	プラズマ式電気溶融炉 29t/24h×1炉 焼却灰の減容化、無害化、有効利用。
	余熱利用設備	蒸気タービン発電機 4,000kW×1基 ごみ焼却熱を利用した発電や給湯。
処理対象物	可燃ごみ	

表2-1-5 資源化施設（不燃物中間処理施設）

施設名	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	
所在地	西伯郡伯耆町口別所630	
管理者	鳥取県西部広域行政管理組合	
竣工	平成9年3月	
経過年数	14年（H23.4.1 現在）	
設備及び処理能力	不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備	破碎、選別、搬出 50t/日(5h)
	資源ごみ処理設備	選別、搬出 18t/日(5h)
	ペットボトル処理設備	選別、搬出 1.2t/日(5h)
処理対象物	資源ごみ(缶・ビン)、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、ペットボトル	

表 2-1-6 灰溶融処理施設

施設名	鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンター	
所在地	西伯郡伯耆町岸本字大成489-1	
管理者	鳥取県西部広域行政管理組合	
竣工	平成16年3月	
経過年数	7年（H23.4.1 現在）	
設備及び処理能力	前処理設備	破碎、選別、乾燥 39t/日
	溶融設備	燃料燃焼式表面溶融方式 17t/日×2炉
処理対象物	ごみ焼却残さ <sup>(※1)</sup> 、不燃物残さ、し尿汚泥焼却残さ、公共下水道汚泥焼却残さ <sup>(※1)</sup>	

(※1) 米子市を除く。

### (6) 最終処分場

平成22年度における、本市からの残さを処分している最終処分場は、表2-1-7に示すとおりです。

表 2-1-7 最終処分場（民間所有）

施設名	環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場
所在地	米子市淀江町小波441
埋立対象物	不燃残さ、焼却残さ、土砂、ガレキ等
総面積(開発面積)	55,010平方メートル
埋立面積	31,825平方メートル
埋立容量	489,657立方メートル
埋立開始年	平成5年9月
残余容量	166,673立方メートル（平成23年3月末現在）
埋立工法	セル方式
遮水設備	高密度ポリエチレンシート(t=1.5mm) 法面部2重、底部2重(シート間はベントナイト工法による自己修復機能を有す t=50cm) 漏水検知
浸出水処理	処理方式:生物処理+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+膜脱処理(RO膜)+活性炭吸着処理
	処理規模:120m <sup>3</sup> /日

## 2 人口の推移

本市の人口<sup>(※1)</sup>は、平成16年度をピークに、緩やかな減少傾向にあります。平成22年度の人口は、149,941人であり、平成16年度と比べて約1%減少しています。

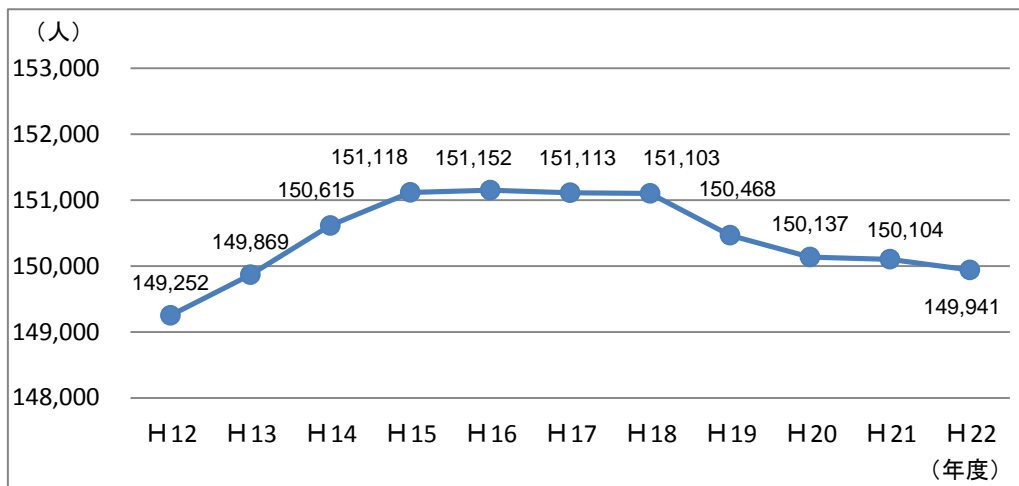


図2-1-1 人口の推移

(※1) 各年度の人口は、年度末の行政区域内人口(住民基本台帳人口+外国人登録人口)。

平成12年度から16年度の人口は、旧米子市と旧淀江町の合計。

## 3 ごみ排出量

### (1) ごみ排出量の推移

平成22年度のごみ総排出量は、56,435トン、1人1日当たりのごみ排出量<sup>(※1)</sup>は、1,031グラムです。

ごみ総排出量は、平成19年4月のごみ処理有料化実施を機に大きく減少しました。市民のごみの減量に対する意識が高まり、各家庭や事業所で減量の取り組みが進んだこと等により、平成19年度以降も4年連続でごみの量が減っています。平成22年度のごみ総排出量(56,435トン)は、ごみ有料化の開始年度の平成19年度のごみ総排出量(60,111トン)から約6%減少しています。

1人1日当たりの排出量も同様に平成19年度以降減少しており、平成22年度の1人1日当たりの排出量(1,031グラム)は、平成12年度(1,318グラム)から約22%減少しています。

なお、本章におけるごみ総排出量<sup>(※2)</sup>には、「事業系食品リサイクル排出量」を含んでいません。これは、第1次基本計画における目標値の設定の際に「事業系食品リサイクル排出量」が把握できなかったことから、「事業系食品リサイクル排出

量」を除外して目標値を設定しており、その達成状況の検討に当たっても除外する必要があるためです。

また、平成22年度は、平成22年の年末から平成23年の年始にかけての大雪による雪害倒木・枝木を米子市クリーンセンターで無料受入し、再利用しましたが、災害という特殊要因により発生したごみであるため、ごみ総排出量及びリサイクル率の計算から除外しています。

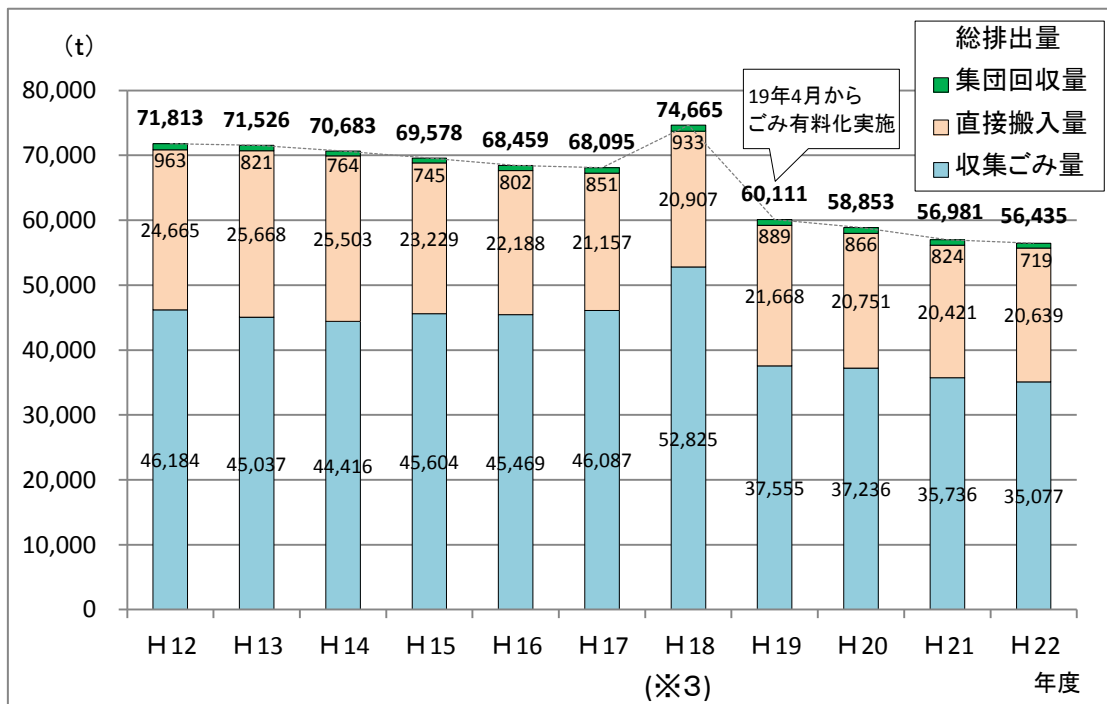


図2-1-2 ごみ総排出量の推移

(※1) 1人1日当たり排出量=ごみ総排出量÷365÷人口

(※2) ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+集團回収量

(※3) 平成18年度の増加は、平成19年度からのごみ有料化に伴うものと推察されます。

第2部 ごみ処理基本計画

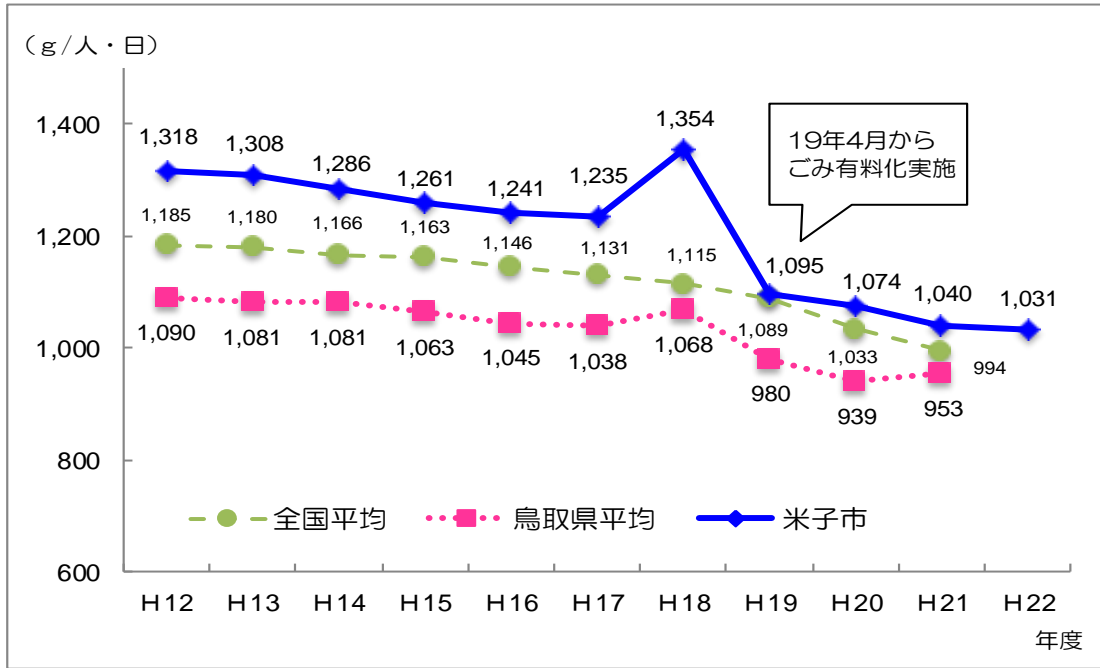


図2-1-3 1人1日当たり排出量の推移

\* 全国平均、鳥取県平均の数値は、環境省が毎年実施している「一般廃棄物処理実態調査」による数値で、人口は、10月1日現在の住民基本台帳人口を使用しています。  
米子市の数値は、図2-1-1の人口（年度末の住民基本台帳人口+外国人登録人口）を使用しています。

ごみの総排出量を排出形態別で見ると、平成22年度において、家庭系ごみが35,813トン、事業系ごみが19,903トンであり、家庭系ごみが約63%を占めます。

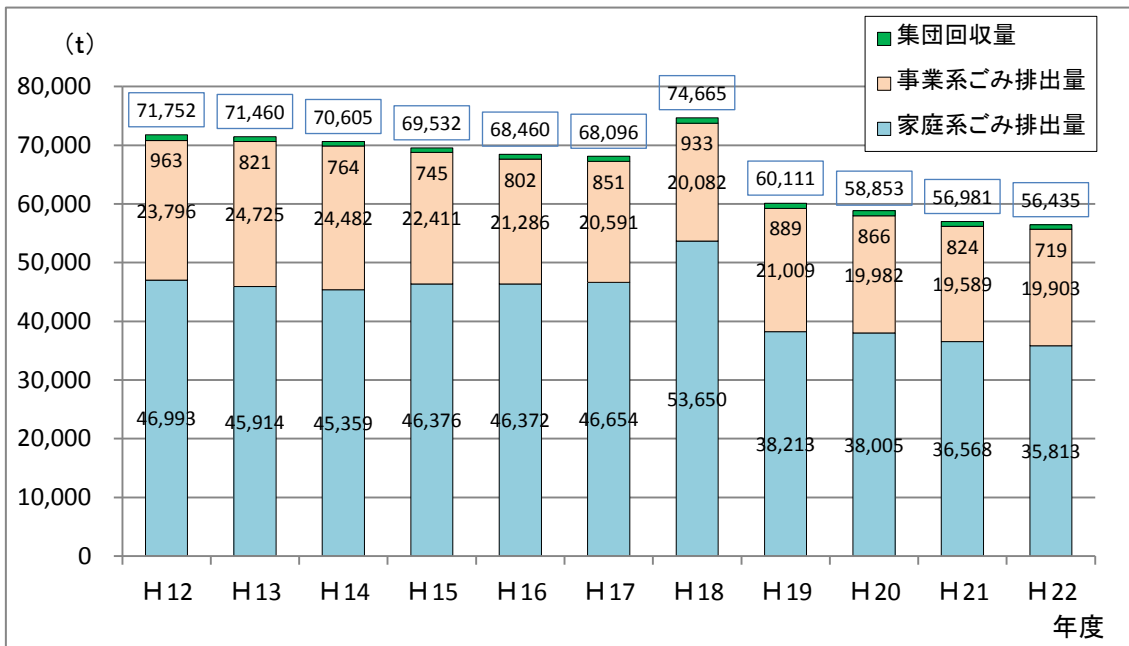


図2-1-4 家庭系ごみと事業系ごみの排出量の推移



ごみ種別ごとのごみ排出量の推移は、表2-1-8、図2-1-5～6に示すとおりです。平成19年度はごみ処理有料化を実施したことで、すべてのごみ量が減少しました。その後、平成22年度にかけては、少しずつ減少するか、ほぼ横ばいで推移しています。

表2-1-8 ごみ種別の排出量の推移

区分	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
人口(人)		151,152	151,113	151,103	150,468	150,137	150,104	149,941
可燃ごみ(t)	家庭系	34,075	34,550	38,582	27,885	28,073	27,145	26,909
	事業系	19,363	18,849	18,520	19,398	18,637	18,479	18,741
	計	53,437	53,399	57,103	47,283	46,710	45,624	45,650
不燃ごみ(t)	家庭系	2,103	2,066	3,630	1,386	1,515	1,555	1,541
	事業系	1,590	1,349	1,268	1,405	1,191	983	1,040
	計	3,693	3,415	4,898	2,791	2,706	2,537	2,582
不燃性粗大ごみ(t)	家庭系	998	922	1,878	390	472	492	466
	事業系	81	73	57	50	38	39	33
	計	1,079	995	1,935	440	510	531	500
缶・ビン類(t)	家庭系	1,788	1,722	1,673	1,399	1,354	1,313	1,278
	事業系	228	304	224	146	105	84	84
	計	2,016	2,026	1,898	1,545	1,459	1,397	1,362
白色発泡スチロール・トレー(t)	家庭系	292	47	93	72	62	62	59
ペットボトル(t)	家庭系	265	276	292	272	263	256	255
	事業系	19	10	6	5	4	4	5
	計	284	286	297	278	267	260	260
牛乳パック(t)	家庭系	38	37	35	40	39	38	36
古紙類(t)	家庭系	6,667	6,894	7,324	6,669	6,136	5,611	5,176
再利用ビン(t)	家庭系	71	62	63	46	39	34	31
有害ごみ(t)	家庭系	74	77	81	53	54	60	61
	事業系	4	6	7	6	6	1	0
	計	4	6	7	6	6	2	0
家電4品目(t)	家庭系	0	0	0	0	0	2	0
	事業系	0	0	0	0	0	2	0
	計	4	6	7	6	6	2	0
小計(t)	家庭系	46,372	46,654	53,650	38,213	38,005	36,568	35,813
	事業系	21,286	20,591	20,082	21,009	19,982	19,589	19,903
	計	67,657	67,244	73,732	59,223	57,987	56,157	55,716
集団回収(t)	家庭系	802	851	933	889	866	824	719
年間総排出量(t) ※集団回収含む	家庭系	47,174	47,504	54,584	39,102	38,871	37,392	36,532
	事業系	21,286	20,591	20,082	21,009	19,982	19,589	19,903
	計	68,459	68,095	74,665	60,111	58,853	56,981	56,435
1人1日当たりの排出量(g)	家庭系	855	861	990	712	709	682	668
	事業系	386	373	364	383	365	358	364
	計	1,241	1,235	1,354	1,095	1,074	1,040	1,031

\* 上記の表の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合があります。

第2部 ごみ処理基本計画

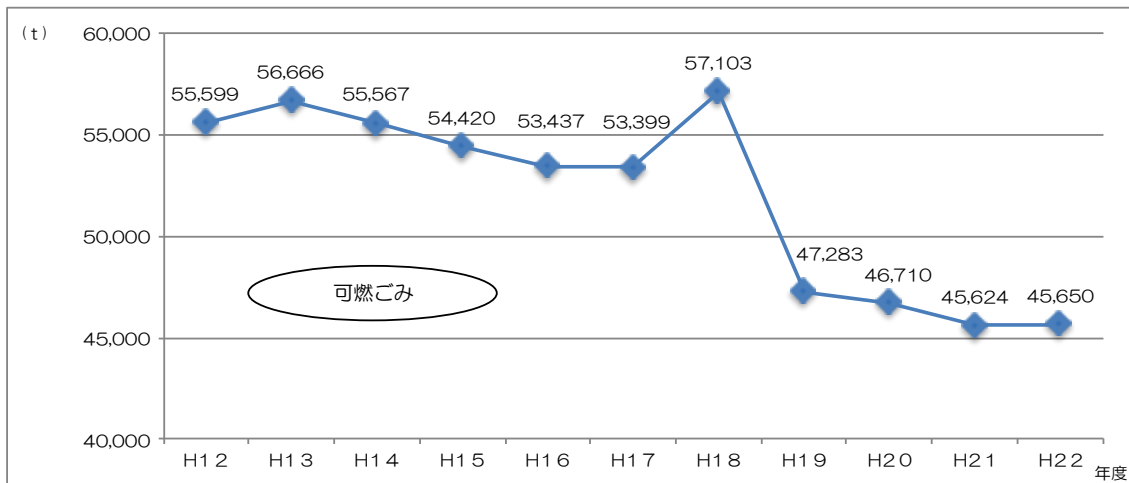


図 2-1-5 可燃ごみの排出量の推移

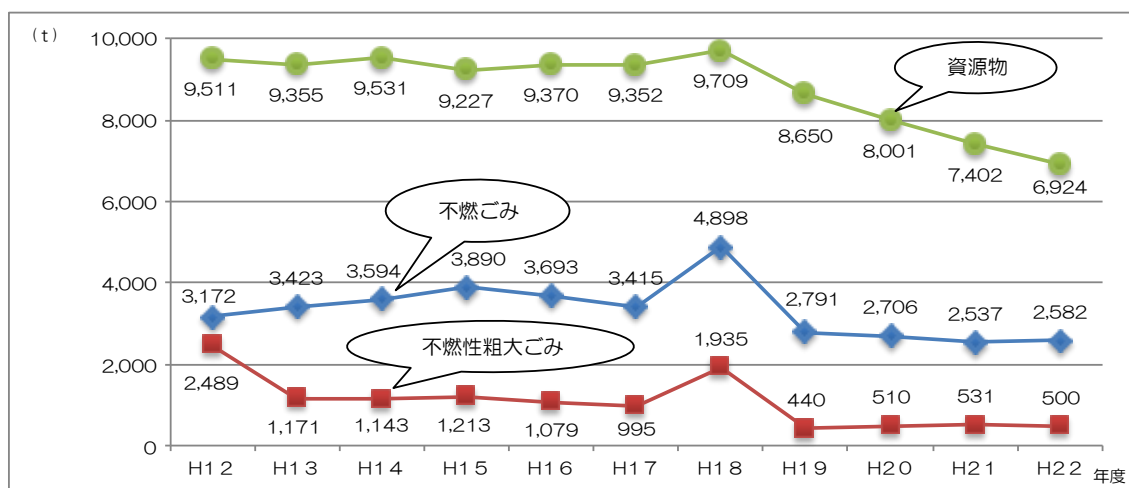



図 2-1-6 不燃ごみ・不燃性粗大ごみ・資源物の排出量の推移

## (2) 排出抑制目標の達成状況

第1次基本計画に基づく様々な減量化・資源化施策を実施した結果、ごみ排出量については、平成22年度実績において、第1次基本計画における目標値（平成12年度比8%の減）及び、ごみ有料化実施の際に想定した目標値（平成12年度比14%の減）を上回る削減（平成12年度比21%の減）を達成しました。

◆排出抑制の目標◆

(1) 第1次基本計画における目標値  
 平成22年度のごみ排出量を平成12年度より8%削減する。(平成12年度に71,813t/年あったごみ排出量を、平成22年度には66,069t/年に削減する)


[平成19年4月にごみ有料化を実施したため、目標値もごみ有料化を前提としたものとした。]

(2) ごみ有料化実施の際に想定した目標値<sup>(※1)</sup>  
 平成22年度のごみ排出量 61,726t/年(平成12年度より14%削減する減)

(※1) 平成18年度の米子市廃棄物減量等推進審議会において、ごみ有料化の導入について審議した際に、ごみ有料化を実施した場合のごみ排出量を推計したもの。

表2-1-9 排出抑制目標の達成状況

	平成12年度 実績	平成22年度 目標値（第1 次基本計画）	平成22年度目 標値（有料化 実施時の推計）	平成22年度 実績
人口(人)	149,252	153,520		149,941
ごみ総排出量 (t/年)	71,813	66,069	61,726	56,435
1人1日あたり排 出量(g/人日)	1,318	1,179		1,031
削減した割合 (12年度比)	—	8%	14%	21%

## 第2部 ごみ処理基本計画

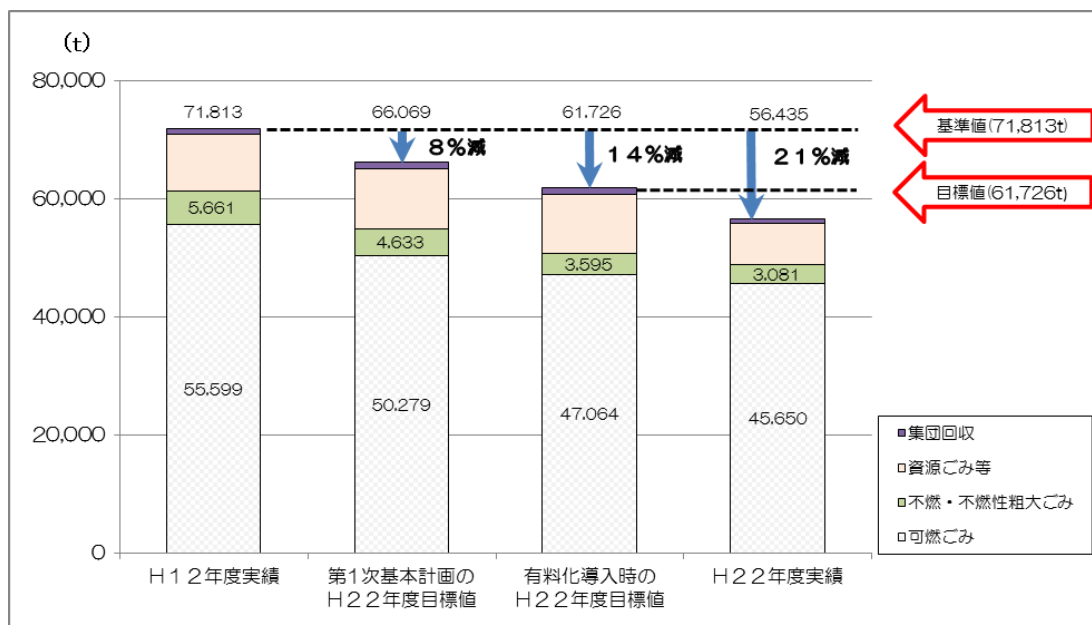


図2-1-7 排出抑制目標の達成状況

## 4 リサイクル率

### (1) リサイクル率の推移

平成22年度のリサイクル率<sup>(※1)</sup>は、19.8%となっています。

平成19年4月のごみ処理有料化で、ごみの総排出量が減少しましたが、可燃ごみや不燃ごみから資源物への分別が進んだことなどから、平成19年度のリサイクル率は、17.9%と前年比で約1.3ポイント向上しました。

その後、米子市クリーンセンターから発生した溶融スラグの再生利用を平成21年度から本格的に開始したことで、平成21年度はリサイクル率が大きく向上しました。

(※1) リサイクル率とは、ごみの総量に対して、リサイクル（再利用・再資源化）された量の割合をいいます。

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{ごみ総排出量}}$$

$$\text{総資源化量} = \text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}$$

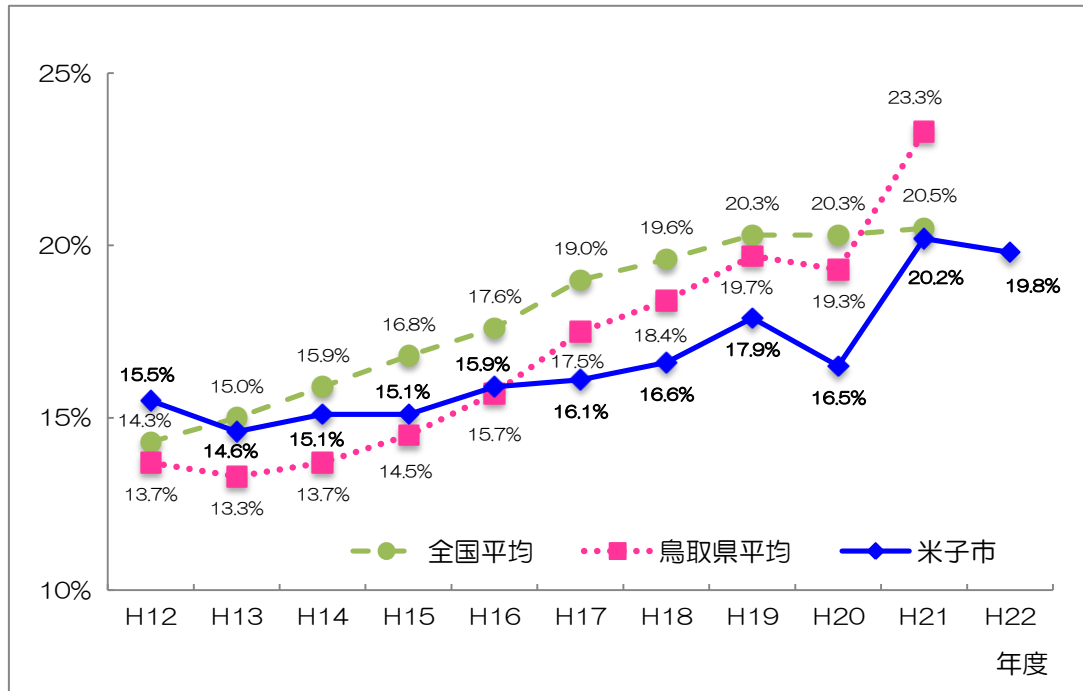


図 2-1-8 リサイクル率の推移

\* 出典：環境省『平成21年度一般廃棄物処理実態調査』

\* 事業系食品リサイクル排出量を含まない数値で算出

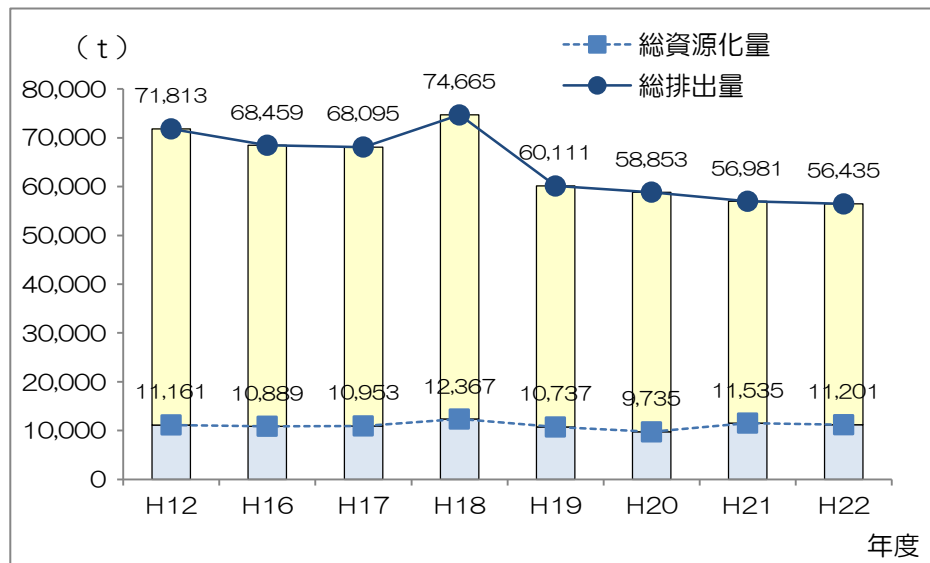


図 2-1-9 総資源化量の推移

## 第2部 ごみ処理基本計画

### (2) 目標の達成状況

リサイクル率については、目標値（21%以上）に近づきつつあります。

◆資源化の目標◆ \*第1次基本計画における目標値  
平成22年度のリサイクル率を21%以上とする。

表2-1-10 資源化の目標の達成状況

	平成22年度目標値	平成22年度実績
ごみ総排出量(t)	66,069	56,435
総資源化量(t)	13,874	11,201
リサイクル率	21%以上	19.8%

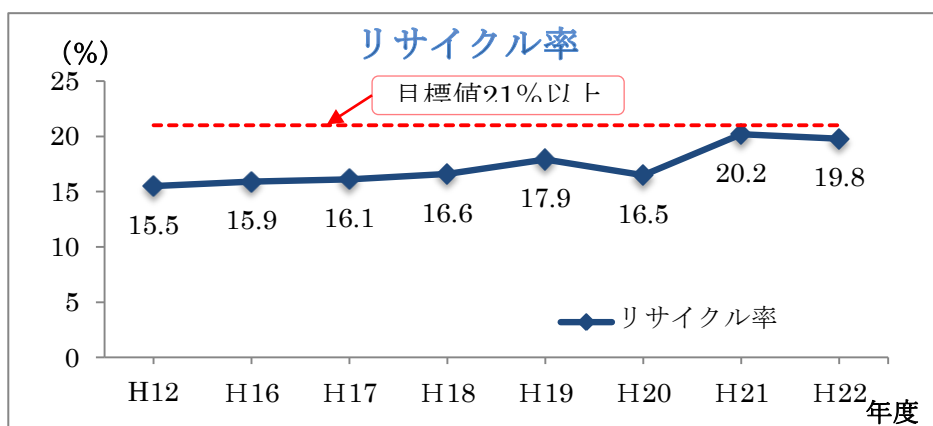


図2-1-10 資源化の目標の達成状況

## 5 最終処分量

### (1) 最終処分量の推移

平成22年度の最終処分量(最終処分場で埋立処分したごみの量)は、3,795トン、最終処分率(ごみの総排出量に占める最終処分量の割合)は6.7%となっています。

本市の最終処分量は、ごみ処理有料化でごみの総排出量が減ったことや、米子市クリーンセンターから発生した熔融スラグの再生利用を平成21年度から本格的に開始したことなどから、平成19年度以降、減少しています。

最終処分率も、最終処分量の減少に伴い、大幅に減少しています。

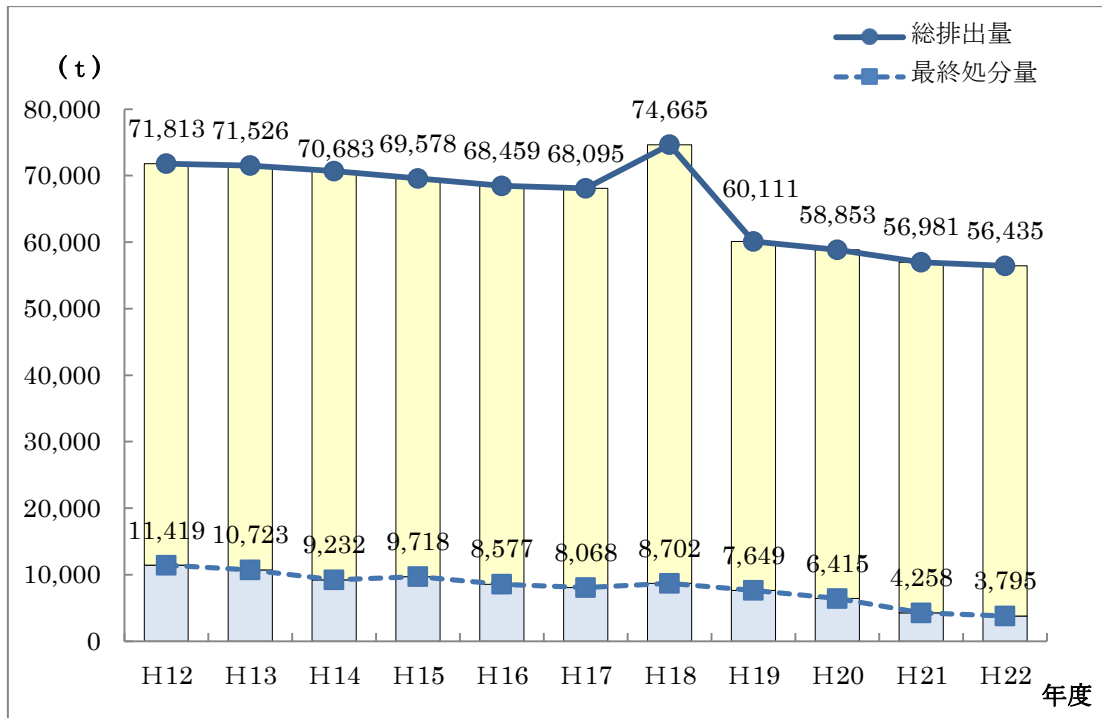


図 2 - 1 - 1 1 最終処分量の推移

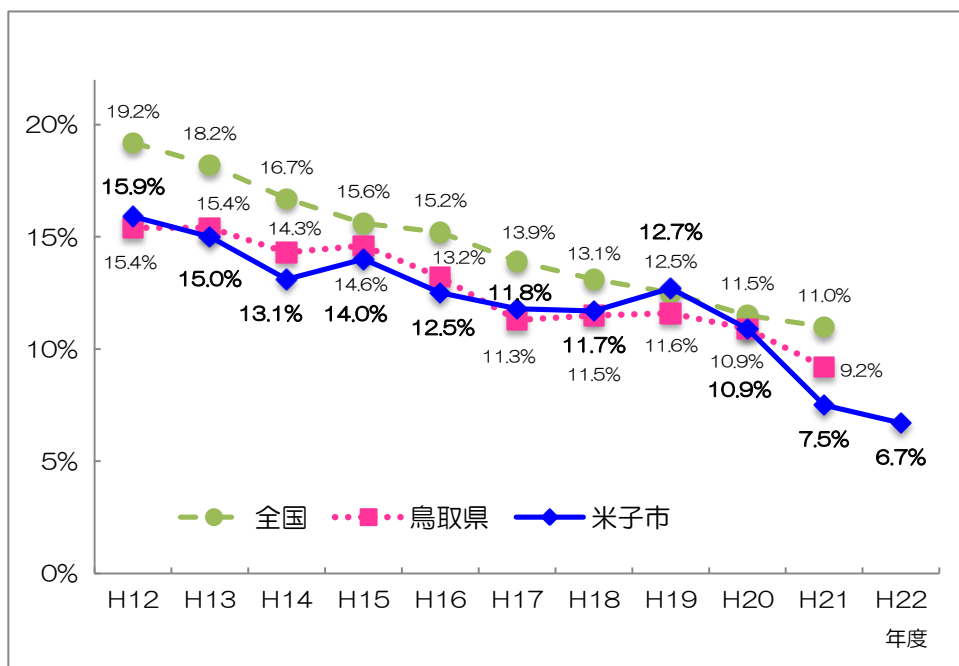


図 2 - 1 - 1 2 最終処分率の推移

## 第2部 ごみ処理基本計画

### (2) 最終処分目標の達成状況

平成22年度の最終処分率は6.7%で、第1次基本計画の目標値を達成しています。

◆最終処分目標◆ \*第1次基本計画における目標値  
平成22年度の最終処分率を9%以下とする。

表2-1-1-1 最終処分目標の達成状況

	平成22年度目標値	平成22年度実績
ごみ総排出量(t/年)	66,069	56,435
最終処分量(t/年)	5,982	3,795
最終処分率	9%以下	6.7%

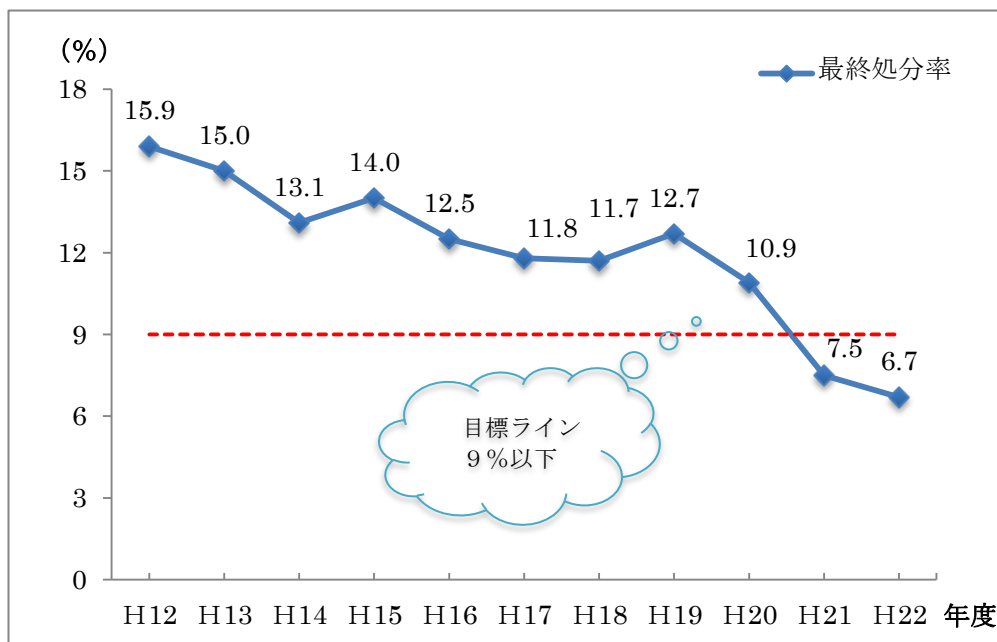


図2-1-1-3 最終処分目標の達成状況



## 6 ごみ処理フロー

平成22年度におけるごみ処理フローは、図2-1-14に示すとおりです。

平成22年度ごみ処理フロー

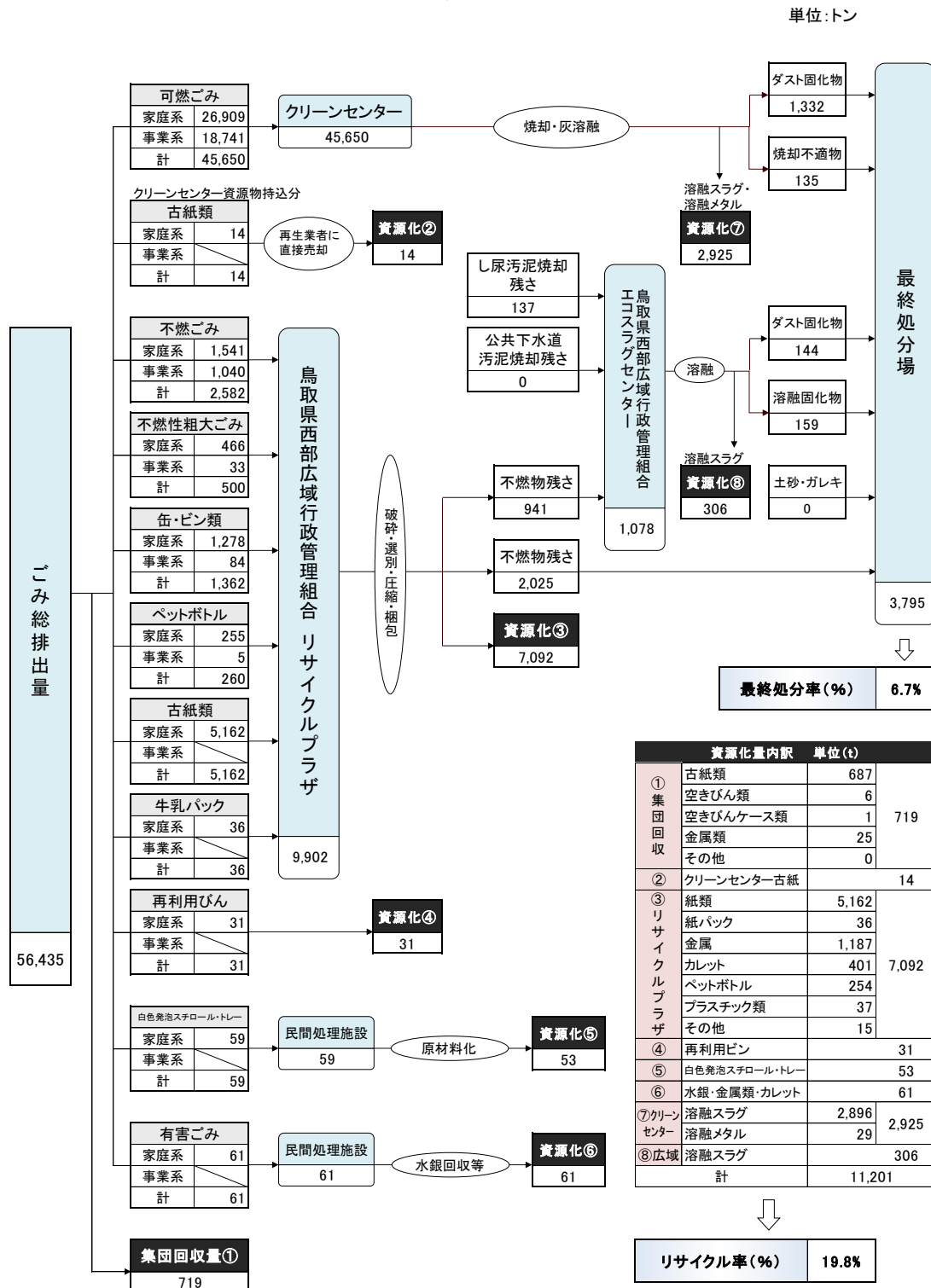


図2-1-14 平成22年度ごみ処理フロー

(注) 事業系食品リサイクル排出量は含みません

## 7 ごみ処理経費

### (1) ごみ処理経費

本市の平成22年度のごみ処理経費は、表2-1-12のとおりで、全体の経費は、22.6億円となっています。

また、平成22年度のごみ処理に係る主な収入は、表2-1-13のとおりで、7.4億円となっています。

表2-1-12 ごみ処理経費（平成22年度）

処理費				その他 管理費 (千円)	合計 (千円)
収集運搬費 (千円)	中間処理費 (千円)	最終処分費 (千円)	計 (千円)		
549,707	1,328,103	108,195	1,986,005	276,276	2,262,281

(注)施設建設費は含みません

<経費の内容>

収集運搬費 …可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の収集・運搬に係る経費

中間処理費 …クリーンセンター、リサイクルプラザ、エコスラグセンター等での中間処理・溶融処理に係る経費

最終処分費 …最終処分場への埋め立て処理

その他管理費…事務職員の人件費、ごみ減量施策や不法投棄対策等に係る経費、指定ごみ袋の製造・販売経費 等

表2-1-13 ごみ処理に係る主な収入（平成22年度）

内容	収入（千円）	備考
ごみ処理手数料（指定ごみ袋と収集シールの代金）	314,852	
クリーンセンターへの直接搬入ごみの処理手数料	366,833	
クリーンセンター余熱発電電力収入	22,511	クリーンセンターで、ごみを燃焼したときに発生する熱を有効利用して発電を行っている。
溶融スラグ・メタル売払収入	14,165	クリーンセンターで焼却灰を溶融してできる溶融スラグと、副産物である溶融メタルの売払い収入
可燃ごみ処理費負担金	23,099	クリーンセンターに可燃ごみを搬入している日吉津村の負担金
計	741,460	

## (2) ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費の推移は、図2-1-15のとおりです。

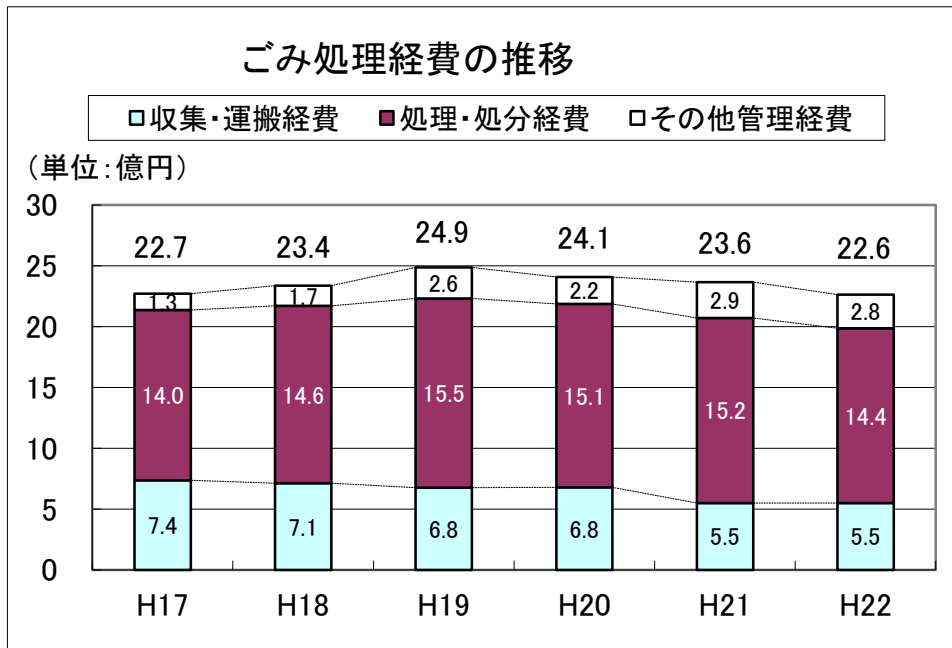


図2-1-15 ごみ処理経費の推移

全体のごみ処理経費は、平成17年度以降年々上昇し、平成19年度をピークに年々減少しています。主な要因は処理処分費の変動によるものです。

### <収集運搬に係る経費>

平成21年度に可燃ごみ・古紙類について市直営の収集業務を民間委託したことなどにより、平成22年度の収集運搬経費（5.5億円）は平成17年度（7.4億円）と比べ約1億9千万円減っています。

### <ごみの中間処理や最終処分に係る経費>

平成17年度の14億円から平成19年度の15.5億円をピークに、平成22年度は14.4億円に減少しています。これは、米子市クリーンセンターやエコスラグセンターの修繕経費の変動によるものです。

### <その他管理費>

その他管理費は、平成19年度からごみ処理有料化を実施したことに伴うごみ袋の製造・保管配送に係る経費、不法投棄対策やごみ減量施策の経費が増加したこと等の要因で増えています。

## 第2部 ごみ処理基本計画

### (3) ごみ分別区分ごとの処理経費・処理量

各分別区分ごとのごみ処理経費及び処理量は、表2-1-14のとおりです。可燃ごみの処理（収集ごみ及び直接搬入ごみ）経費が最も大きく、収集から中間処理、最終処分に約12億7,500万円の経費がかかっています。

表2-1-14 平成22年度ごみ区分別処理経費・処理量

区分		収集運搬	中間処理	最終処分	合計
可燃ごみ	処理費(千円)	219,901	1,011,878	42,815	1,274,593
	処理量(t)	26,277	45,650	1,501	—
不燃ごみ	処理費(千円)	44,701	123,152	37,988	205,841
	処理量(t)	1,471	2,582	1,332	—
不燃性粗大ごみ	処理費(千円)	44,701	23,832	7,351	75,884
	処理量(t)	448	500	258	—
缶・ビン	処理費(千円)	44,701	64,972	20,041	129,714
	処理量(t)	1,276	1,362	703	—
ペットボトル	処理費(千円)	26,461	4,631	—	31,091
	処理量(t)	255	260	—	—
白色発泡スチロール・トレイ	処理費(千円)	31,088	187	—	31,275
	処理量(t)	59	59	—	—
再利用ビン	処理費(千円)	8,426	550	—	8,976
	処理量(t)	31	31	—	—
古紙類・牛乳パック	処理費(千円)	107,884	92,467	—	191,280
	処理量(t)	5,197	5,197	—	—
有害ごみ	処理費(千円)	3,440	5,794	—	9,234
	処理量(t)	61	61	—	—
ボランティア清掃、不法投棄等	処理費(千円)	18,404	641	—	19,046
合計	処理費(千円)	549,707	1,328,103	108,195	1,986,005

各項目の数値は四捨五入してあるため、合計額が一致しない場合があります。

## 第2節 第1次基本計画で取り組むこととした施策・事業の実施状況

本市の実情に合った循環型社会の実現を図るために、各分野において、平成18年度から平成22年度に取り組む施策・事業を定め、それぞれ推進することとしていました。その実施状況は、次のとおりです。

### 1 ごみの排出抑制に向けた取り組み

#### ●推進策

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
(1) 環境教育・学習、啓発活動	①環境教育・学習の充実と地区説明会等の活用	○各種団体、学校に対し、ごみの問題やリサイクル等に関する研修会を開催している。
	②自治会、リサイクル推進員と連携したごみの排出抑制の啓発活動の推進	○各自治会にリサイクル推進員を委嘱し、ごみステーション等でのごみ分別・適正排出の指導を実施している。 ○リサイクル推進員を対象に、ごみの減量・分別に関する研修会を開催している。
	③ごみ収集車への標語・イラストの掲示等	ごみの減量等に関する標語をごみ収集車に掲示している。
	④マイバッグ運動の促進	県と市町村、事業者、消費者団体で組織された「ノーレジ袋推進協議会」に参画し、毎月10日を「ノーレジ袋デー」と定め、街頭啓発活動や広報よなご等への記事掲載により、買物にマイバッグを持参してのレジ袋削減を呼びかけているほか、レジ袋有料化に向けた協議を行っている。
(2) 情報発信	①ホームページ、広報誌等を活用した情報発信	○ごみ情報誌「よなごみ通信」第1号～12号を発行している（平成18年11月に第1号を発行）。 ○「家庭ごみ減量事例集」を発行した（平成19年度）。 ○「家庭ごみ分別・出し方早見表（保存版）」を発行した（平成22年度）。 ○広報よなご、ホームページでごみの減量や分別を呼びかけている。
	②リサイクルショップ等の情報発信	古着等の市で分別収集していない品目について、リサイクルショップ等の利用をごみ情報誌「よなごみ通信」等で呼びかけている。

## 第2部 ごみ処理基本計画

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
	③各種イベントの情報発信	ごみ問題や環境をテーマにした各種イベントの開催情報を広報よなごやホームページへ掲載するとともに、市施設でのポスター掲示やチラシを設置して周知している。
(3) 生ごみ類の減量	① ごみの水切りの促進 ごみ総排出量の減少につながる	ごみ情報誌「よなごみ通信」、「家庭ごみ減量事例集」等で生ごみの水切りの徹底を呼びかけている。
	② ごみ処理機等の普及促進 ごみ総排出量の減少につながる	○生ごみ処理機・処理容器の購入費用に対し補助金を支給している（旧淀江町区域で実施していた補助制度を平成19年度から拡充）。 〈平成18年度～22年度補助実績〉 ※平成18年度は旧淀江町の生ごみ処理機のみ 生ごみ処理機 499件 生ごみ処理容器等 168件 ○手軽なダンボール箱を使った生ごみ堆肥づくりの普及促進を図るため、環境フェアでの展示や、公民館等・各種団体に対し講習会を実施している。
(4) 事業者を対象	民間の資源化事業者の情報提供	事業所ごみの収集廃止にあたり、市内の事業者配布した周知チラシにリサイクル事業者を掲載した。
(5) 販売店を対象	簡易包装等の要請	「ノーレジ袋推進協議会」会員事業者の店舗ではレジ袋辞退者に対し、値引きやポイントを提供するなどして、レジ袋の削減に取り組んでいる。

### ●誘導策

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
(1) 有料処理	ごみ処理有料化の検討	○家庭ごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみの収集・処理を有料化した。 （平成19年度） ○市による事業所ごみの収集を取り止めた。 （平成19年度）

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
(2) 直接搬入ごみ手数料	料金体系の見直し検討	米子市クリーンセンターへの搬入ごみ手数料を、40kgまでの無料区分を廃止し、10kg当たり190円に改定した。（平成19年4月から） ※鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザの搬入手数料は、事業系ごみに限り有料であったものが、個人・事業者とも10kg当たり170円に改定された。（平成21年7月から）

## 2 資源化の推進に向けた取り組み

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
(1) リサイクル事業の継続	①分別収集及び資源ごみリサイクルの継続	5種13分別区分を設けて分別収集を継続している。
	②資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付制度による支援	資源ごみ回収に取り組む団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付し、活動を支援している。
	③環境フェア、リサイクルフェアの活用	毎年度開催する市環境フェアにおいて、リサイクル製品やリサイクルに関するパネル展示等による啓発を行っている。
	④容器包装リサイクル法等に基づく分別収集の実施と区分の改善の検討	現在分別収集区分としていない容器包装プラスチックの分別収集・処理について、手法やコスト等を研究・検討した結果、現状では費用対効果の問題から実施していない。
(2) 分別排出の徹底	①市民、事業者への分別排出の徹底の周知	○市民に対し、ごみ分別収集カレンダー（毎年1回）、ごみ情報誌「よなごみ通信」（毎年1回）、「家庭ごみの分別・出し方早見表（保存版）」（平成22年度）を発行し、各世帯に配布した。
	②リサイクル推進員と連携した分別指導、啓発	○リサイクル推進員を対象に、分別指導や啓発方法等の研修会を開催している。 ○市とリサイクル推進員の連携を密にし、地域のごみステーションにおける不適正排出等に対し、啓発看板の設置や啓発チラシの配布を行っている。

## 第2部 ごみ処理基本計画

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
	③分別排出の達成度の評価	家庭ごみ（可燃・不燃ごみ）の中身について、分別状況を把握するため、組成調査を実施（平成20年度）。資源物のうち、特に古紙類の混入割合が減少しており、分別排出が定着していることを確認した。
(3) 不燃ごみからの資源回収等	リサイクルプラザでの資源化量の増大と機能維持	鳥取県西部広域行政管理組合において、資源物及び不燃ごみから回収する金属類の安定的な資源化に努め、リサイクル率の向上を図っている。 〈平成18年度～22年度実績〉 不燃・不燃粗大ごみ搬入量合計 19,430トン うち回収し資源化した金属類 5,968トン
(4) 資源化の促進	熔融スラグの公共工事等による利用の推進	米子市クリーンセンターで焼却灰を熔融してできる熔融スラグの利用促進を図るため、保管施設「熔融スラグストックヤード」を建設し、平成21年3月に完成した。平成21年度から検査に合格した熔融スラグを利用業者に売却し、路盤材として再生利用している。
(5) 各種法の情報提供	法律の改正等の内容の適切な情報提供	ごみ情報誌「よなごみ通信」、広報よなご、ごみ分別収集カレンダー、ホームページ等による情報提供を行っている。

### 3 収集・運搬

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
(1) 分別区分・収集方法	現状を基本とした分別区分及び収集方法の継続、必要に応じた見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧米子市地区と旧淀江町地区でごみの持ち出し方や収集回数が異なっていたものを、平成20年4月から統一した。</li> <li>○収集経路等の見直しにより、同一収集地区内で一部異なっていた可燃ごみの収集日を平成21年度から統一した。</li> <li>○平成21年度から、可燃ごみの祝日収集を実施している（年始を除く）。</li> </ul>



項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
(2) 収集・運搬 実施体制	収集・運搬の効率化に向けた委託収集の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>○可燃ごみ・古紙類の収集運搬を平成21年度から全て民間委託した。</li> <li>○1箇所であった古紙類の搬入場所を、平成21年度から5箇所に増やし、併せて収集日を分散した。</li> <li>○新型インフルエンザに対応するため、緊急時の事業継続マニュアルを整備した（平成22年2月）。</li> <li>○自治会の協力を得て、戸別収集地区のステーション化を推進している。</li> </ul>
(3) 委託・許可業者	事業者の適正な構成と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年4月に一般廃棄物収集運搬業の新規許可基準を設け、業者間に適正な競争を促しつつ、ごみ排出量の状況を考慮しながら、新規許可業者の拡大と既存業者の増車の許可を実施している。</li> <li>○委託・許可業者に対し、収集運搬に関する指導・研修を適宜行っている。</li> </ul>
(4) 高齢者等に対するサービス	高齢者等に対する収集サービス提供の検討	高齢者や障がい者などの世帯のうち、ステーションへのごみの持ち出しが困難な世帯については、介護や福祉の関係機関及び自治会等と連携を図りながら支援策を検討するとともに、状況に応じて戸別収集を行っている。

#### 4 中間処理

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
(1) 処理計画	<p>米子市クリーンセンター、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ・エコスラグセンターにおける適正処理（ごみの減量化、安定化、安全化、資源化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○クリーンセンターにおけるごみの燃焼熱を利用した発電と灰の溶融処理</li> <li>○エコスラグセンターにおける溶融処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○米子市クリーンセンターにおいて、可燃ごみの適正処理、燃焼熱を利用した発電、焼却灰の溶融処理によるスラグ化を行っている。</li> <li>○鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ・エコスラグセンターにおいて、不燃・不燃性粗大ごみの適正処理、資源物の適正な再生利用、残渣物の溶融処理によるスラグ化を行っている。</li> </ul>

## 第2部 ごみ処理基本計画

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
(2) 運営管理	米子市クリーンセンターの運営管理方法等の検討	より効率的で適正な施設運営管理の方法を継続して検討している。 ○長寿命化計画の策定に向けた検討をしている。
(3) 計画 施設整備	旧米子市清掃工場の解体及び溶融スラグの有効活用を進めるための貯留施設の整備	平成19年度から20年度にかけて旧米子市清掃工場を解体し、跡地に溶融スラグの保管施設「溶融スラグストックヤード」を整備した。

### 5 最終処分

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
(1) 処分計画	①最終処分量の削減	溶融スラグのリサイクルにより、埋立処分量の削減を図っている。
	②公害防止と周辺環境の保全	鳥取県西部広域行政管理組合が、民間業者に委託し適切に最終処分場の維持管理を行い、公害防止と周辺環境の保全に努めている。
	③最終処分場の適正管理と機能維持	
(2) 整備計画	①新たな整備の検討	鳥取県西部広域行政管理組合が、現行施設の耐用年数を見極めながら、次期最終処分場の確保を検討している。
	②災害廃棄物への対応の検討	処理・処分体制を検討している。

### 6 その他

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
(1) 環境美化活動の促進	環境美化活動の促進	○平成18年度から、中海アダプトプログラムによる市民・企業・団体の中海周辺の清掃活動等を支援している。 ○街路や公園、海岸等の公共施設をボランティア清掃する個人・団体を支援するため、無料の「ボランティア袋」を支給するとともに、清掃後のごみを迅速に収集している。 ○米子市環境をよくする会の活動を支援している。

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
		<p>○毎年4月と10月に、米子市環境をよくする会が市内一斉清掃を実施し、市と市民が協働して清潔で快適なまちづくりを推進している。</p> <p>○平成19年7月に「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」を施行し、市内の公共場所におけるごみのポイ捨てや、ペットの排泄物の放置を禁止している。</p> <p>○平成22年2月から「ポイ捨て・不法投棄ごみパトロール回収員」を設置し、パトロールの強化とポイ捨てごみの回収を行っている。</p>
(2) 不法投棄の防止	①排出者への啓発	<p>○不法投棄を未然に防止するため、ごみ情報誌「よなごみ通信」や広報よなご等に啓発記事を掲載している。</p> <p>○不法投棄の多発地点に啓発看板を設置するとともに、投棄物に警告シールを貼り付けている。</p>
	②監視・通報・処理体制の強化	<p>○平成19年10月から不法投棄の多い地区に不法投棄監視員を設置し、パトロールによる監視を行っている（平成23年4月現在7地区に9名を委嘱）。</p> <p>○不法投棄の多発地点に監視カメラを設置するとともに、県や警察等、関係機関との緊密な連携を図っている。</p> <p>○米子市環境をよくする会の活動を支援するため、不法投棄対策補助金を交付している。</p> <p>○（財）家電製品協会の支援により、不法投棄された家電4品目を処理するとともに、未然防止対策を図った（平成21～22年度）。</p>
(3) 一般廃棄物処理業の許可事務の適正な執行	一般廃棄物処理業の許可事務の適正な執行	一般廃棄物収集運搬及び処分業の許可審査基準に基づき、厳正に審査し、適正な許可事務の執行に努めている。

第2部 ごみ処理基本計画

項目	第1次基本計画で、5年間（平成18～22年度）で取り組むこととした施策・事業	実施状況
(4) 広域処理体制の確立と連携	①広域処理体制の確立	ごみ処理の広域的な処理体制の整備について、鳥取県西部広域行政管理組合の構成市町村と協議を継続している。
	②災害発生時の対応	大規模災害発生時の対応について、周辺市町村や関係機関との連携等について検討している。

### 第3節 ごみ組成調査

可燃ごみとして収集され焼却されるごみや不燃ごみとして収集・処理され埋め立てられるごみが、平成19年度のごみ有料化を経てどう変化したか、また、分別すればリサイクルができるごみがどの程度残っているか等を把握するため、ごみの組成を調査しました。

その結果は次のとおりです。

#### 1 可燃ごみの組成 (表2-1-15、16、図2-1-16、17)

\*表の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合があります。

##### (1) 紙類

紙類は、湿重量比<sup>(※1)</sup>で可燃ごみ全体の約27%<sup>(※2)</sup>を占めており、ごみ有料化以前の平成17年の調査時の約35%に比べ、約8ポイントの減少です。

内訳を見ると、可燃ごみとして出されているごみの中に、さらに分別を徹底すればリサイクルが可能と思われる紙類が約14%含まれています。

(※1) 湿重量比：水分を含めた重量比。

(※2) 本節において%表示で示す数値はすべて湿重量比で比較した割合。

##### (2) 高分子類

高分子類(プラスチック類)は、可燃ごみ全体の約14%を占めており、平成17年度の調査時の約8%に比べ、約6ポイントの増加です。

高分子類の中の内訳を見ると、リサイクルの対象となっているペットボトル、白色トレーの混入はほとんど認められません。

##### (3) 厨芥類

厨芥類(生ごみ類)は、可燃ごみ全体の約47%を占めており、平成17年の調査時の約44%に比べ、約3ポイントの増加です。なお、そのうち賞味期限切れ等により利用されないまま捨てられている食品が若干(約1%)含まれており、平成17年の調査時の約3%に比べ、約2ポイントの減少です。

##### (4) 可燃ごみ以外

金属類やガラス類及びがれき類などの可燃ごみとして出してはいけないごみは、ほとんど含まれていません。

#### ◆リサイクルが可能なもの◆

可燃ごみとして出されているごみの中に、さらに分別を徹底すればリサイクルが可能と思われる紙類が約14%含まれています。

第2部 ごみ処理基本計画

表2-1-15 可燃ごみの組成（構成比）

分 類		家庭系可燃ごみ 組成割合(%)			
可 燃 系	紙類	新聞・チラシ	4.0	○	27.1
		本・雑誌	5.6	○	
		ダンボール・紙箱	4.1	○	
		牛乳パック	0.6	○	
		上記以外の紙製容器包装	0.5	△	
		紙おむつ	4.8	×	
		その他紙類	7.5	×	
	高分子類	PETボトル	0.1	○	14.4
		白色トレー	0.2	○	
		レジ袋	2.1	×	
		プラスチック製容器包装(硬質)	0.5	△	
		プラスチック製容器包装(軟質・発泡)	5.1	△	
		その他プラスチック(軟質)	5.3	△	
		その他プラスチック(硬質)	1.1	△	
繊維類	1.8	×	1.8		
草・木類	7.7	△	7.7		
厨芥類	未利用食品	1.3	△	46.9	
	食べ残し・調理くず	45.6	△		
その他の可燃ごみ		2.0		2.0	
不 燃 系	金属類	スチール缶	0.0	○	0.1
		その他鉄類	0.0	△	
		アルミ缶	0.0	○	
		その他アルミ類	0.0	△	
		その他金属類	0.0	×	
	ガラス類	ビン	0.0	○	0.0
		その他	0.0	×	
その他の不燃ごみ(陶器くず等)		0.0	×	0.0	
合 計		100.0			

\*1 組成割合:湿重量の割合

\*2 表中の印の意味 「○」:現在、資源回収している品目  
「△」:将来資源化できる可能性のある品目  
「×」:資源化できない、または困難な品目

表2-1-16 可燃ごみの組成（構成比）の実施年度ごとの比較（単位：%）

分類 / 年度		H17	H20	H23
可 燃 系	紙類	35.2	22.3	27.1
	高分子類	7.7	13.2	14.4
	繊維類	4.6	1.3	1.8
	草・木類	6.3	7.7	7.7
	厨芥類	44.2	55.3	46.9
	その他の可燃ごみ	0.2	0.0	2.0
不 燃 系	金属類	0.1	0.0	0.1
	ガラス類	0.0	0.0	0.0
	その他の不燃ごみ	1.7	0.2	0.0
合 計		100.0	100.0	100.0

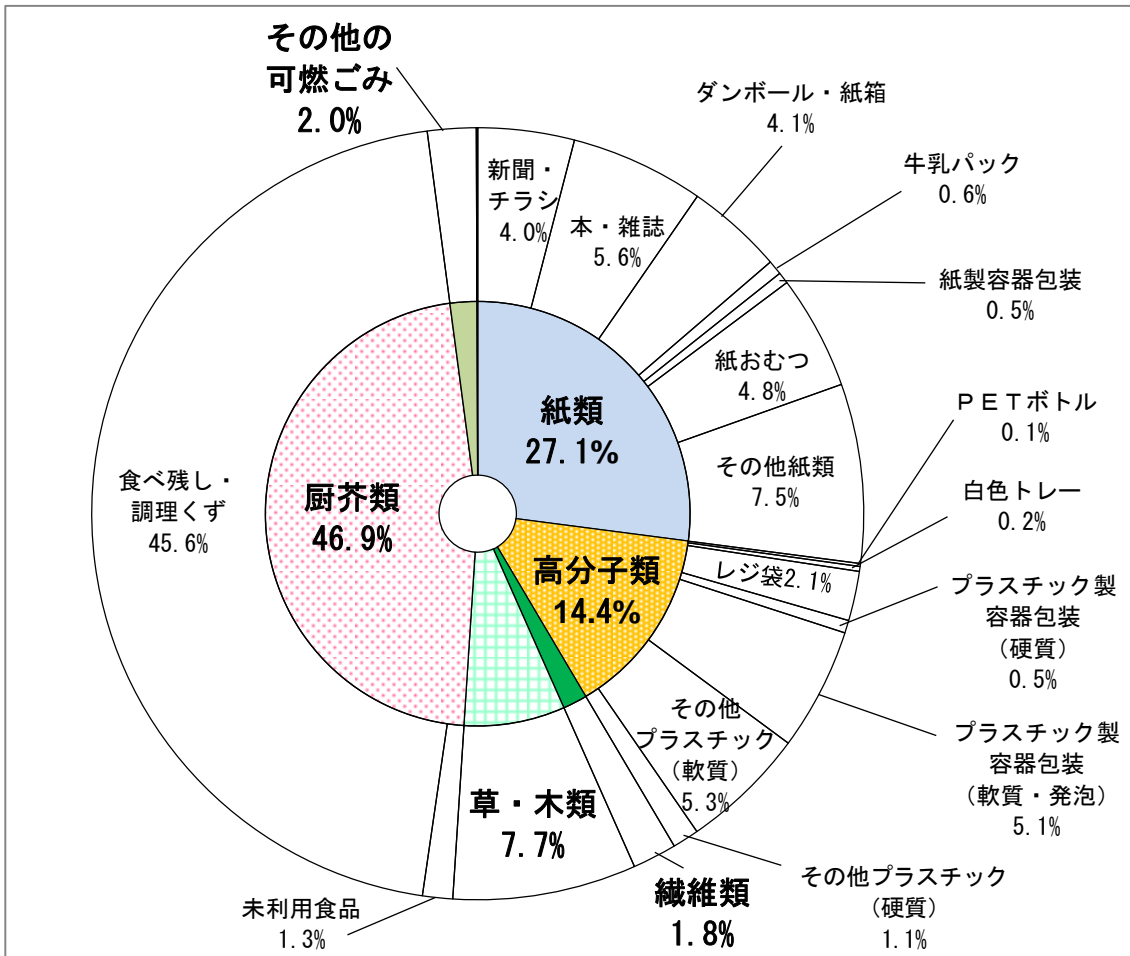


図 2 - 1 - 1 6 可燃ごみの組成 (湿重量比)

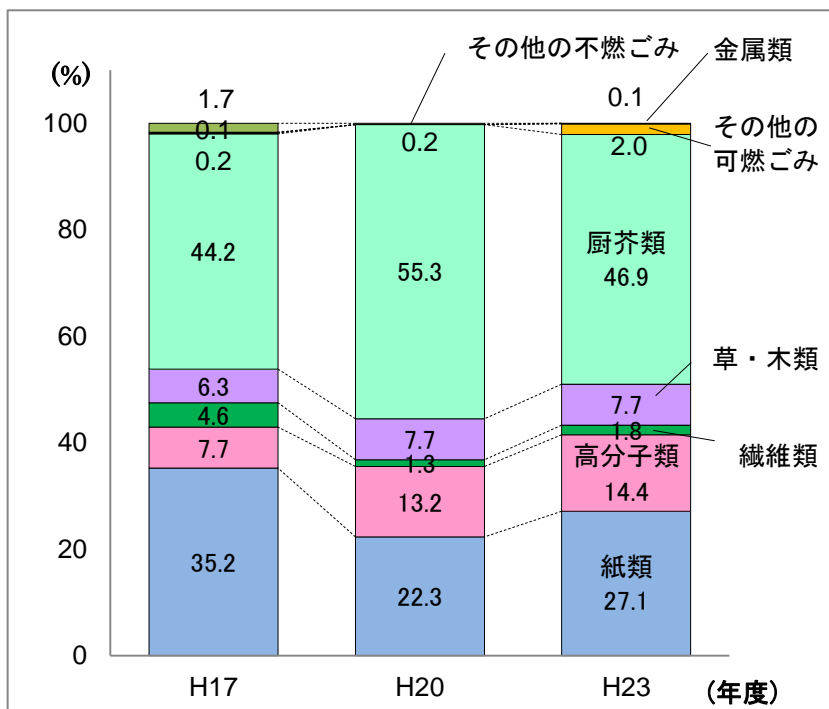


図 2 - 1 - 1 7 可燃ごみの組成 (構成比) の実施年度ごとの比較

## 2 不燃ごみの組成 (表2-1-17、18、図2-1-18、19)

\*表の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合があります。

### (1) 金属類

金属類は、不燃ごみ全体の約22%を占めており、ごみ有料化以前の平成17年度の調査時の約28%に比べ、約6ポイントの減少です。なお、リサイクル対象物として収集されるスチール缶、アルミ缶等の混入はほとんど認められません。

### (2) ガラス類

ガラス類は、不燃ごみ全体の約13%を占めており、平成17年度の調査時の約7%に比べ、約6ポイントの増加です。内訳を見ると、本来はリサイクル対象物として収集されるビン類が約7%含まれています。

### (3) 高分子類

高分子類は、不燃ごみ全体の約43%を占めており、平成17年度の調査時の約51%に比べ、約8ポイントの減少です。内訳を見ると、リサイクルの対象となっているペットボトル、白色トレーの混入はほとんど認められません。

### (4) その他の不燃ごみ

その他の不燃ごみ(陶器くず等)は、不燃ごみ全体の約20%を占めており、平成17年度の調査時の約12%に比べ、約8ポイントの増加です。

### (5) 不燃ごみ以外

草・木類、繊維類、厨芥類(生ごみ類)などの不燃ごみとして出してはいけないものは、ほとんど認められません。

#### ◆リサイクルが可能なもの◆

不燃ごみとして出されているごみの中に、本来はリサイクル対象物として収集されるビン類が約7%含まれています。



表2-1-17 不燃ごみの組成(構成比)

分 類			家庭系不燃ごみ 組成割合(%)		
可 燃 系	紙類	新聞・チラシ	0.1	○	0.5
		本・雑誌	0.0	○	
		ダンボール・紙箱	0.1	○	
		牛乳パック	0.0	○	
		上記以外の紙製容器包装	0.0	△	
		紙おむつ	0.0	×	
		その他紙類	0.2	×	
	高分子類	PETボトル	0.4	○	43.2
		白色トレー	0.0	○	
		レジ袋	1.1	×	
		プラスチック製容器包装(硬質)	16.1	△	
		プラスチック製容器包装(軟質・発泡)	1.7	△	
		その他プラスチック(軟質)	1.4	△	
	繊維類		0.1	×	0.1
草・木類		0.5	△	0.5	
厨芥類	未利用食品	0.3	△	0.3	
	食べ残し・調理くず	0.0	△		
その他の可燃ごみ		0.2		0.2	
不 燃 系	金属類	スチール缶	0.9	○	21.5
		その他鉄類	14.1	△	
		アルミ缶	0.2	○	
		その他アルミ類	2.6	△	
		その他金属類	3.6	×	
	ガラス類	ビン	6.5	○	13.2
		その他	6.6	×	
	その他の不燃ごみ(陶器くず等)		20.8	×	20.8
合 計			100.0		

\* 1 組成割合：湿重量の割合

\* 2 表中の印の意味 「○」：現在、資源回収している品目  
「△」：将来資源化できる可能性のある品目  
「×」：資源化できない、または困難な品目

表2-1-18 不燃ごみの組成(構成比)の実施年度ごとの比較 (単位：%)

分類 / 年度		H17	H20	H23
可 燃 系	紙類	0.4	0.0	0.5
	高分子類	50.8	35.7	43.2
	繊維類	0.8	0.0	0.1
	草・木類	0.6	0.0	0.5
	厨芥類	0.3	0.0	0.3
	その他の可燃ごみ	0.0	0.0	0.2
	不 燃 系	金属類	27.5	25.8
ガラス類		7.2	12.4	13.2
その他の不燃ごみ		12.4	26.0	20.8
合 計		100.0	100.0	100.0

第2部 ごみ処理基本計画

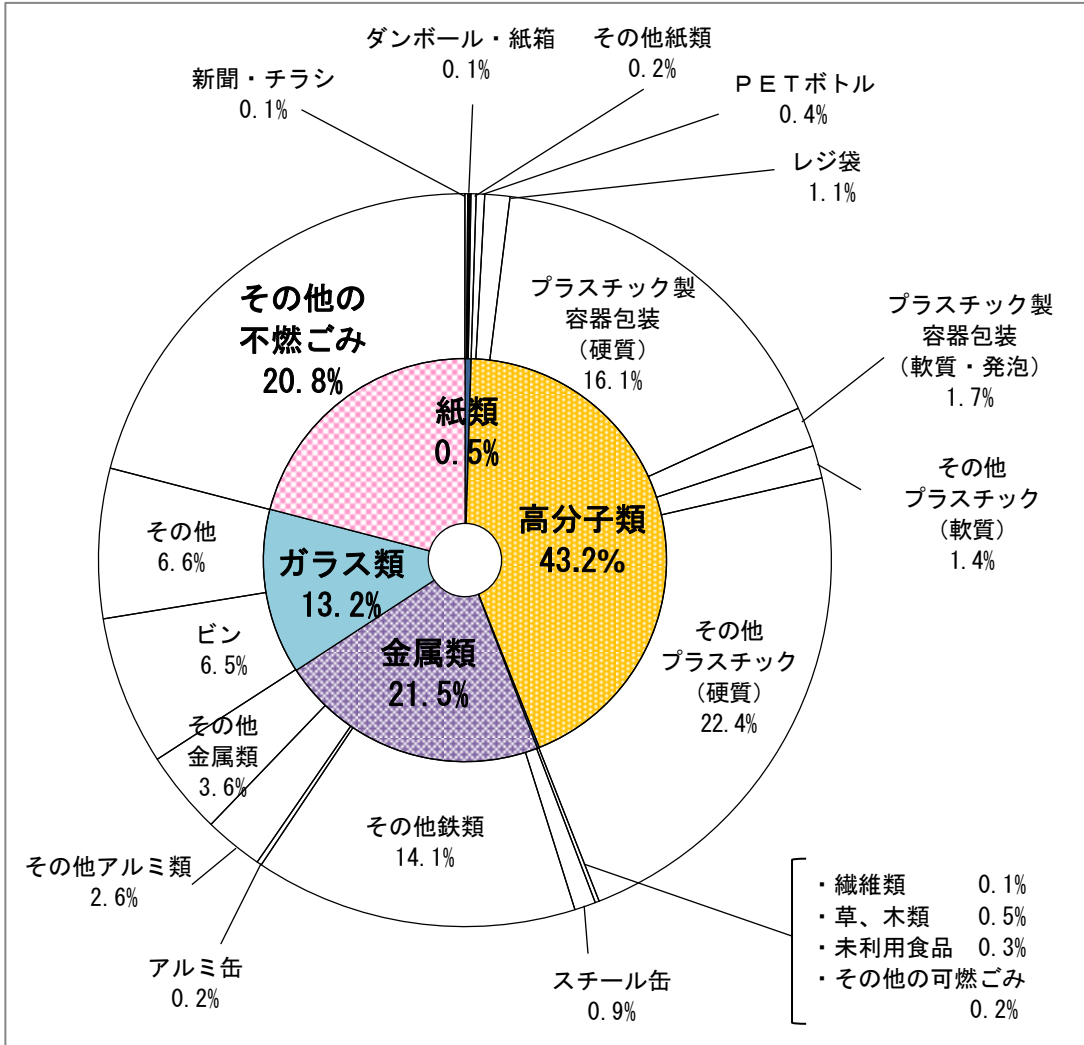


図2-1-18 不燃ごみの組成 (湿重量比)

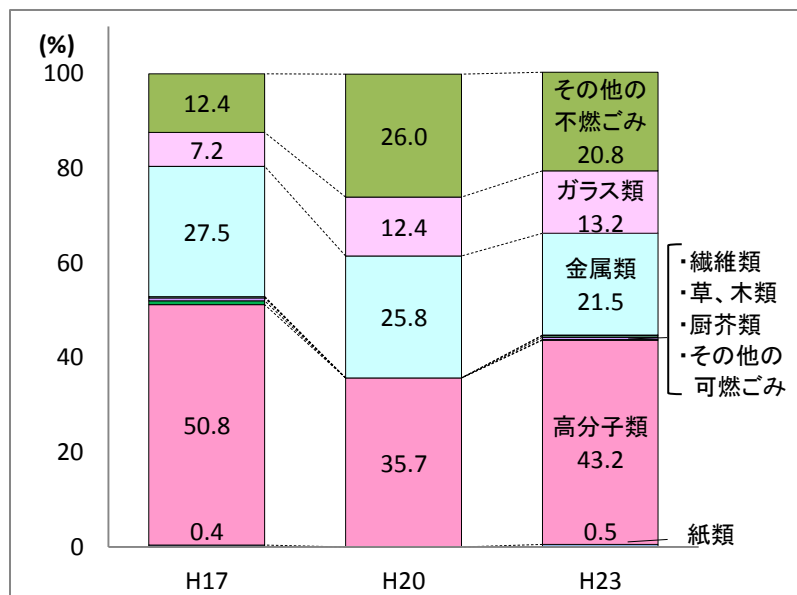


図2-1-19 不燃ごみの組成 (構成比) の実施年度ごとの比較

## 第4節 ごみやリサイクルに関する市民の意識

ごみやリサイクルに関する市民の意識と実践状況を把握するために実施したアンケート調査の結果は次のとおりです。

### 1 調査の概要

#### 1) 調査項目

##### (1) 対象者の基本属性

性別、年齢、職業、同居者人数、住宅形態

##### (2) 質問項目

##### ①ごみの問題に関する意識について

廃棄物を取り巻く諸問題について、市民の関心度を把握する。

##### ②ごみの有料収集について

市民の指定袋の使用状況やごみを出す費用の負担感、有料収集の目的・効果に対する認識度を把握する。

##### ③ごみの減量・リサイクルの取り組みについて

市民のごみの減量とリサイクルの取り組み状況を把握する。

##### ④これからの市の施策について

ごみの減量とリサイクル、ごみの処理に関して、今後市が優先的に推進すべき施策について、いくつかの具体的な例をあげ、市民が重視している項目を絞り込む。

##### ⑤ごみやリサイクルに関する意見

自由意見の記述

#### 2) 調査方法等

(1) 調査対象者 米子市に居住する18歳以上の市民2,000人

(2) 抽出方法 住民基本台帳から無作為に抽出

(3) 調査方法 調査票を郵送し、同封の返信用封筒による回収

(4) 調査期間 平成23年10月7日～10月31日

#### 3) 回収状況

(1) 回答数 974件

(2) 宛先不明等による返送 8件

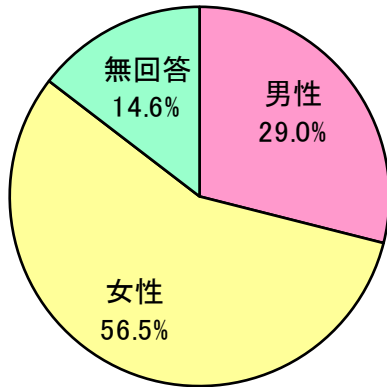
(3) 回答率 48.9%

### 2 回答者の基礎データ

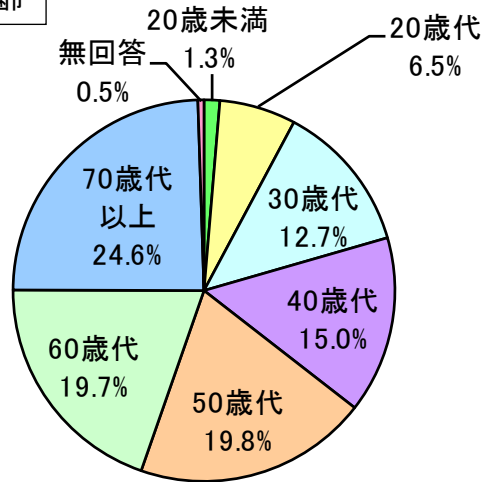
回答者の基本属性（性別、年齢、職業、同居者人数、住宅形態）は、図2-1-20に示すとおりです。

第2部 ごみ処理基本計画

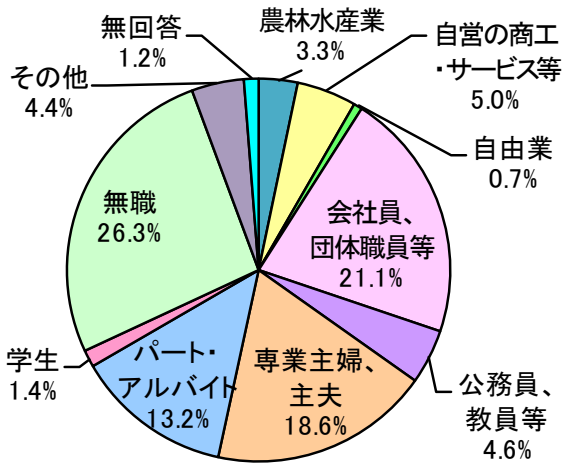
性別



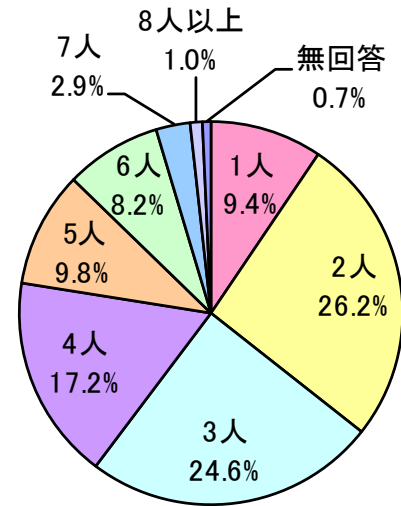
年齢



職業



同居者人数



住宅形態

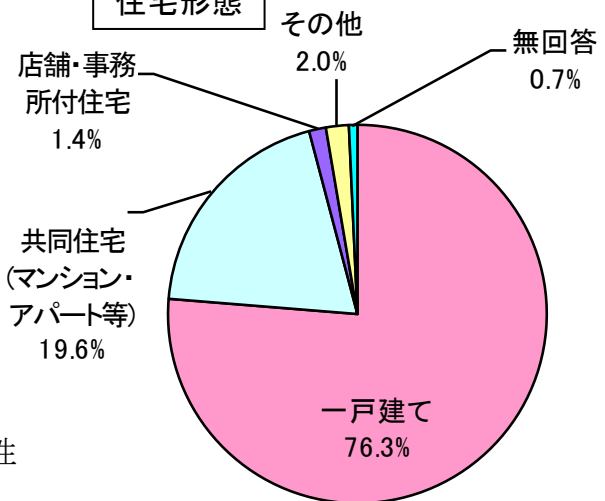


図2-1-20 回答者の基本属性

### 3 ごみの問題に関する意識

調査の結果、約87%の市民がごみの問題に対して関心を持ち、特にポイ捨てや不法投棄ごみによる環境への影響が最も問題であると考えています。

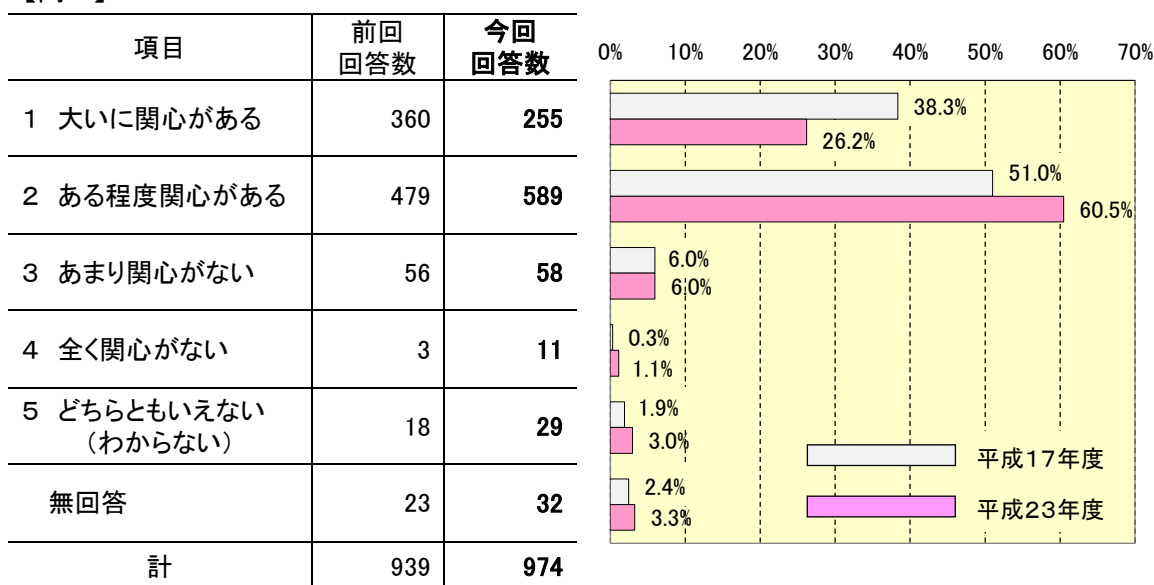
ごみを取り巻く様々な問題の解決や、天然資源の消費抑制については、市民の約31%が何度でも使える製品を作り再使用（リユース）することをあげています。次いで、ごみを分別しリサイクルを進める（約28%）、ごみの発生量自体を減らす（リデュース、約27%）ことが有効な手段であるとしています。

この結果は、ごみになるものを家庭に持ち込まない（リフューズ）という回答（約7%）をリデュースに含めると、循環型社会の形成に向けた基本的な優先順位「リデュース⇒リユース⇒リサイクル」の順序と同じであり、約93%の市民が問題解決の手段を認識していることが分かりました。

#### (1) ごみ問題について関心はありますか。(○は1つ)

前回（H17年度実施アンケート）の結果との比較

##### 【問1】



##### 【問2】 ごみに関する次のような問題をどう感じているか。

市民が「大いに問題がある」と考える上位3項目

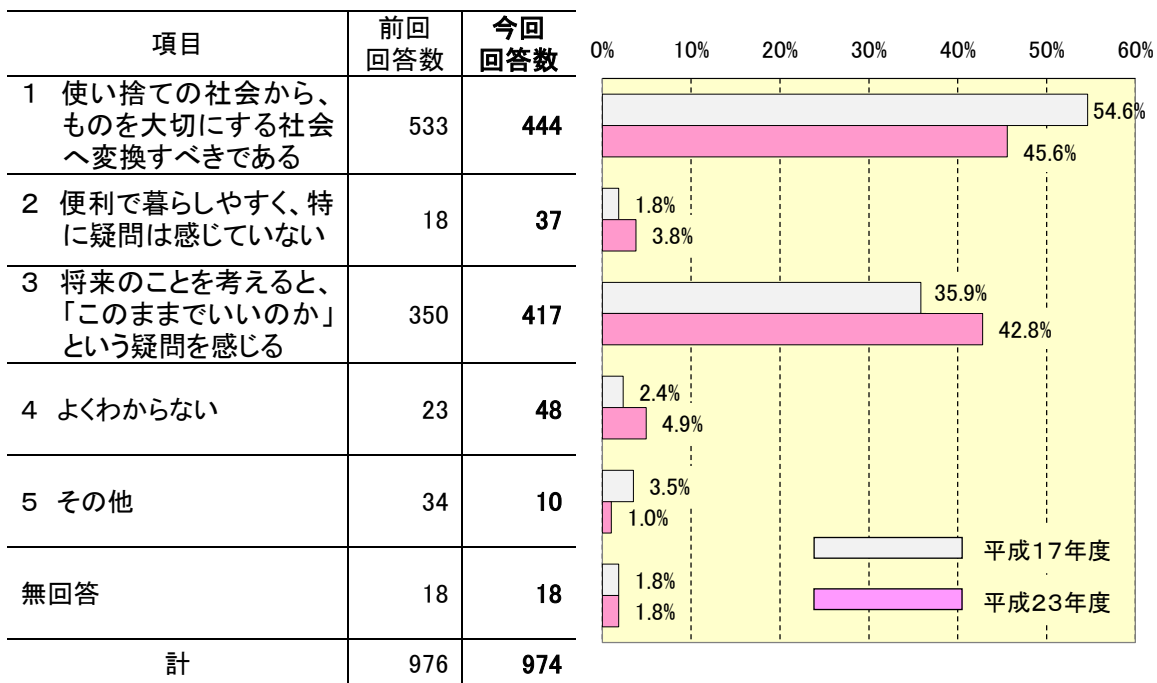
項目	回答率
ポイ捨てごみや不法投棄ごみによる環境への影響	63.6 %
地球温暖化や天然資源の減少	45.6 %
将来的な最終処分場の不足	45.0 %

## 第2部 ごみ処理基本計画

(2) 使い捨て商品が身の回りにあふれ、その結果としてごみが大量に捨てられる現代の社会をあなたはどのように感じていますか。○は1つ

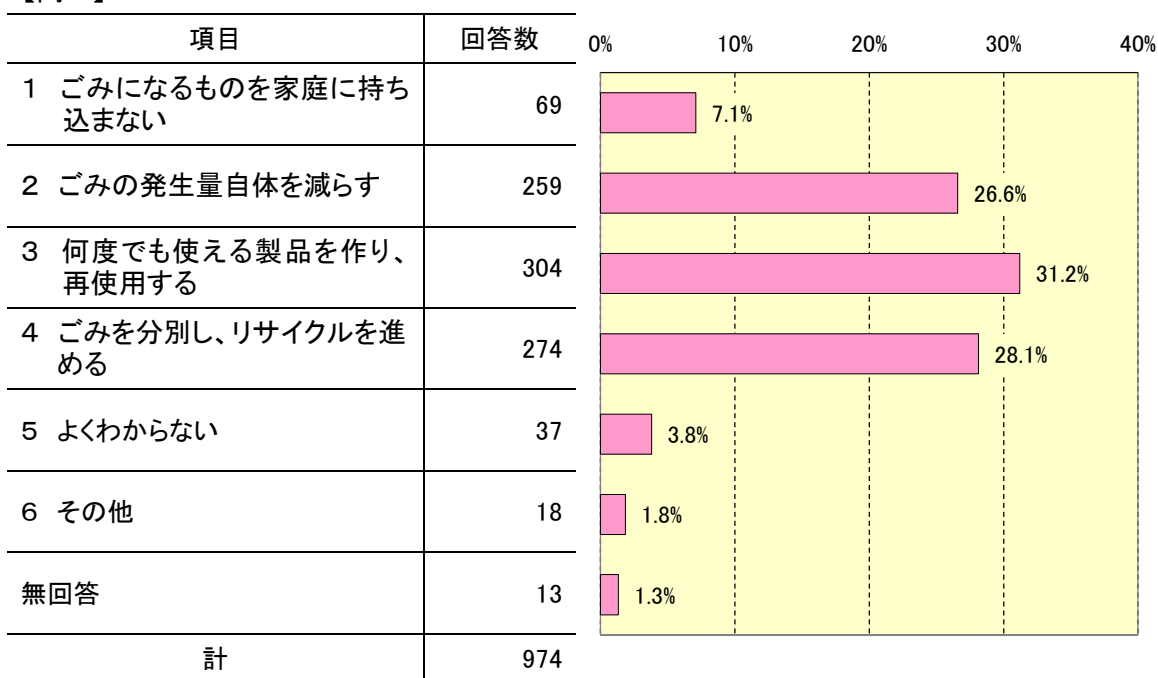
前回（H17年度実施アンケート）の結果との比較

### 【問3】



(3) 様々なごみについての課題の解決や天然資源の消費抑制に向けて、社会全体の取り組みで最も有効な手段は何だと思えますか。○は1つ

### 【問4】



## 4 ごみの有料収集について

平成19年4月に実施したごみ処理の有料化の前後で、約53%の市民が「ごみを出す量が減った」と回答していますが、「ほとんど変わらない」とする回答も約34%ありました。

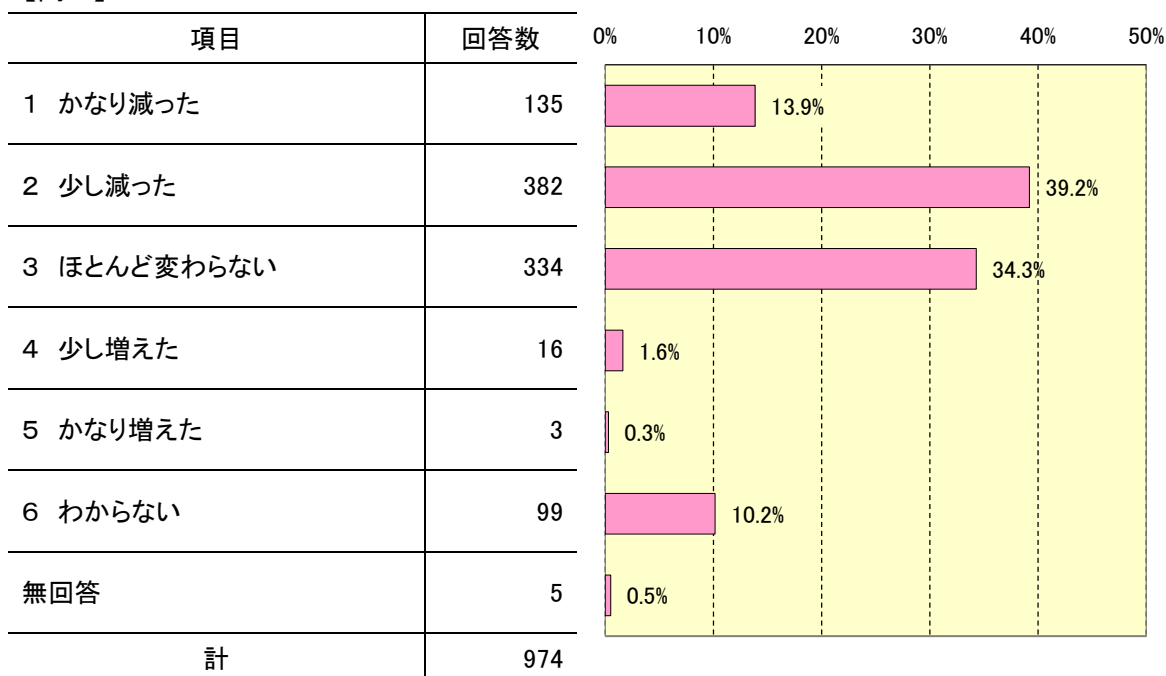
現在の有料指定袋・収集シールによるごみの収集については、「ごみ問題への意識や関心が高まる」、「ごみを減らす努力が報われる」、「ごみの減量につながる」等、有料化には一定の効果があったという意見の占める割合が高い反面、不法投棄・ポイ捨てごみが増えることを懸念する声も約26%ありました。

また、有料収集による費用負担については、市民の約55%が負担を感じており、負担を感じていない市民（約43%）を上回っています。

一方、今後の有料収集の対象品目について市民の考えを尋ねたところ、現行の可燃・不燃・不燃性粗大ごみが約67%と最も多くなっていますが、資源ごみも含めるとする回答が約20%、有害ごみを含む全てのごみとする回答も約8%ありました。

(1) 平成19年4月のごみ処理の有料化の実施前と後で、ごみを出す量は変わりましたか。○は1つ

### 【問7】

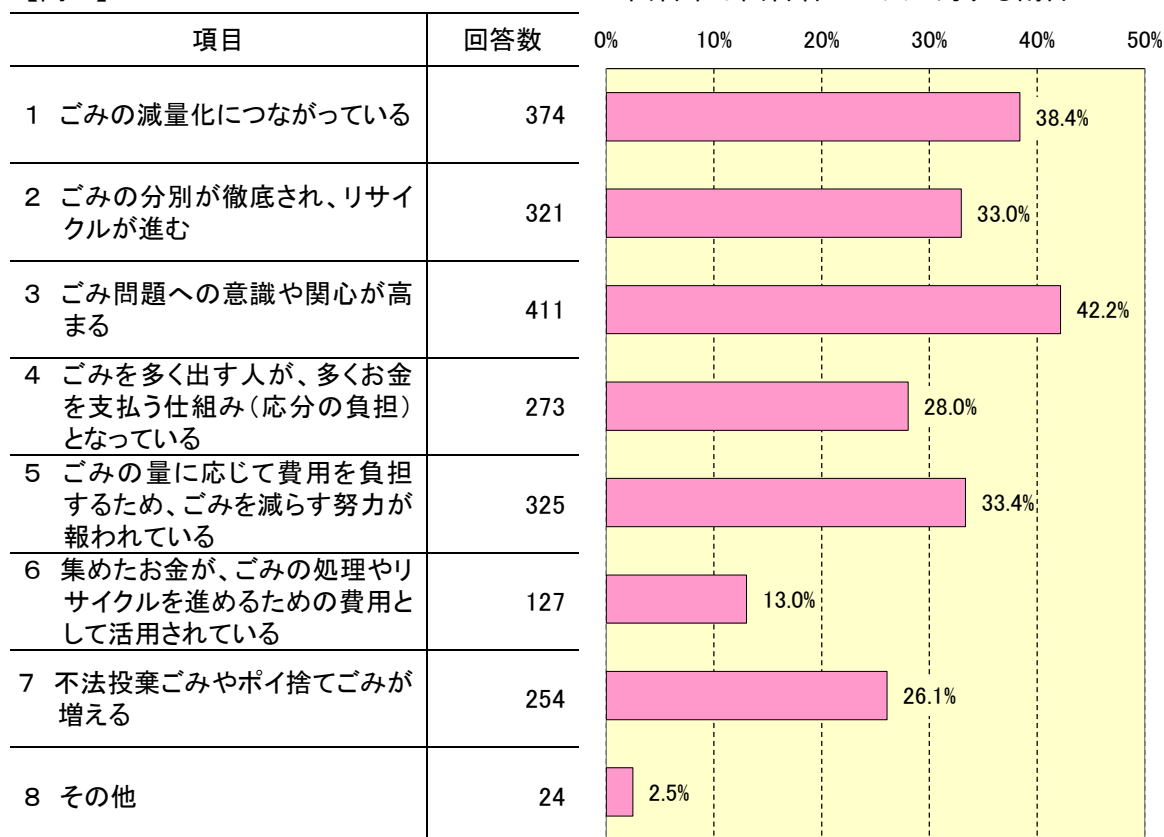


## 第2部 ごみ処理基本計画

(2) 有料指定袋・収集シールによるごみの収集についてどのようにお考えですか。(複数回答)

### 【問8】

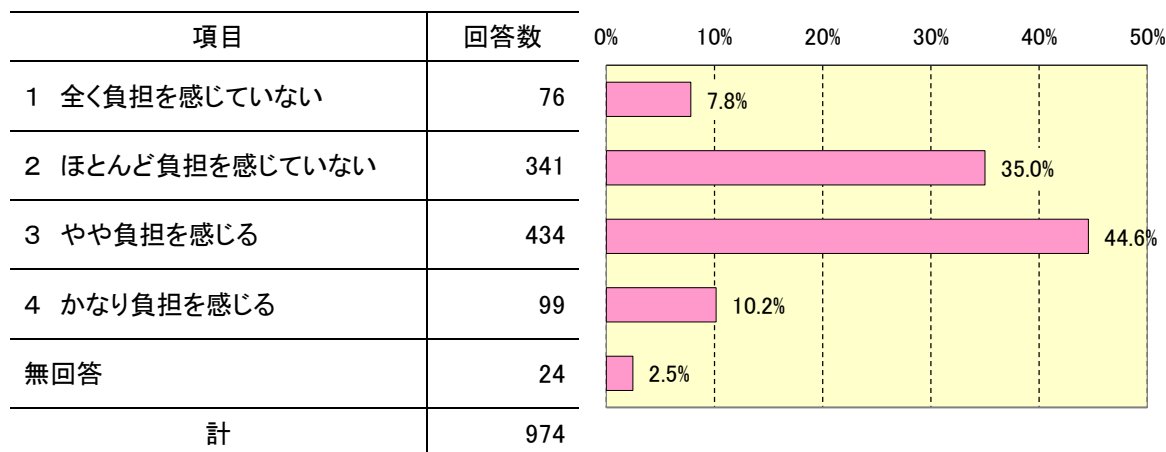
回答率は回答者974人に対する割合



➡1～6までの有料化の効果に関する選択肢を1つ以上選んだ市民は、903人で、全回答者の約93%を占めています。

(3) 可燃ごみと不燃・不燃性粗大ごみを出すためにかかる費用を、どの程度負担に感じていますか。○は1つ

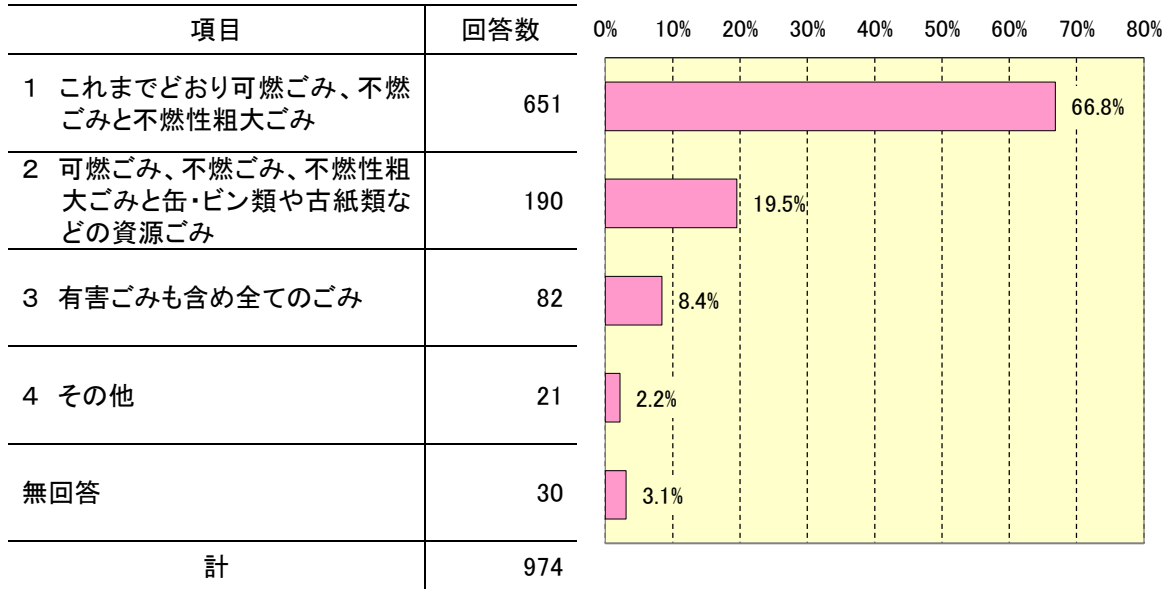
### 【問9-2】





(4) 仮に今後、有料収集の対象品目を見直しとした場合、あなたのお考えに近いものを選んでください。○は1つ

【問10】



## トピックス

### 市民の52%がごみの分別・リサイクルの市の取組みに満足

米子市では、第2次米子市総合計画「いきいきプラン2011」の策定に向け、平成22年1月～2月に16歳以上の市民3,000人を対象とした市民アンケートを実施しました。

その中で、「ごみの分別・減量化・再資源化の取組み」について、約52%の市民が「満足」「やや満足」と回答しており、平成20年度に実施した同アンケートでの結果（約45%）より、約7ポイント高くなっています。

また、まちづくりにおける「ごみの分別・減量化・再資源化の取組み」の重要度は、約77%の市民が「重要度が高い」と回答しています。

## 5 ごみの減量・リサイクルの取り組みについて

ごみの減量やリサイクルの取り組みについての質問では、約58%の市民が「意識はあるが、ある程度しか取り組んでいない」と回答し、「いつもごみの減量に取り組んでいる」と回答した市民は約25%でした。このことから、日常において、約83%の市民が何らかの取り組みをしていることが分かり、平成17年度の調査結果（約76%）と比較して約7ポイント高くなっています。

一方、「取り組んでいない」と回答した市民の割合は、平成17年度の約20%から約16%となり、約4ポイント低い結果となりました。

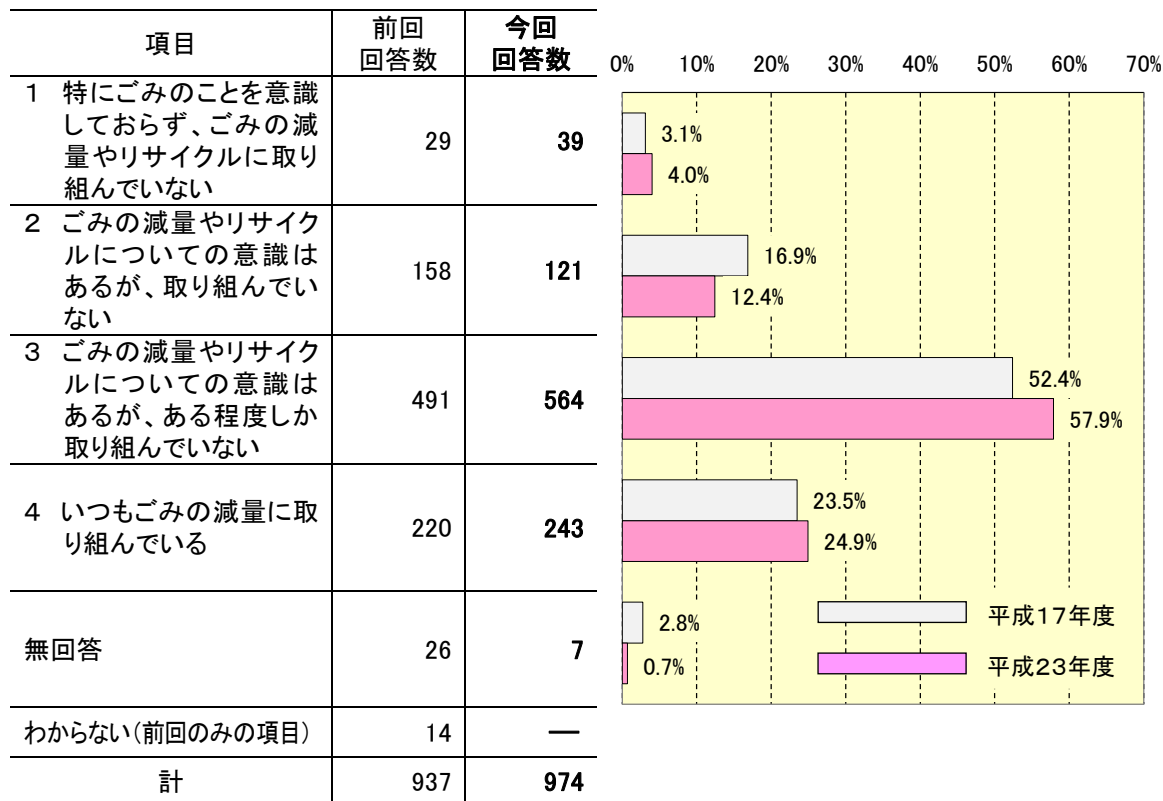
市民の日ごろの取り組み状況について具体的に例をあげた質問のうち、「いつもする」という回答が多かったのは、「生ごみの水切りをする」、「詰め替え製品を選ぶ」、「食品の賞味・消費期限に気をつける」の順でした。

また、資源物の分別は、品目ごとにそれぞれ「いつもする」と答えた市民の割合が最も高く、缶・ビン類、ペットボトル、古紙類、白色発泡スチロール・トレーでは80%前後、牛乳パックと再利用ビンでは60%前後となっています。

(1) 日ごろから、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいますか。○は1つ

前回（H17年度実施アンケート）の結果との比較

【問12】



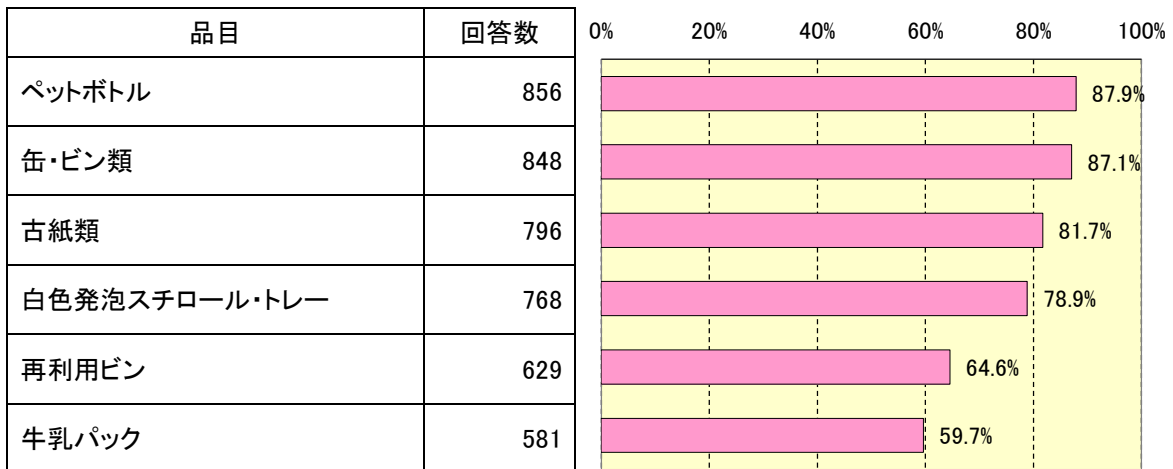
【問14】ごみの減量・リサイクルの具体的な日ごろの取り組み状況について  
市民が「いつもする」取り組みの上位5項目

項目	回答率
生ごみの水切りをする	77.2 %
詰め替え製品を選ぶ	68.3 %
食品の賞味・消費期限に気をつける	67.7 %
家電製品などを購入するときは、耐久性や保証内容、修理体制などを考慮する	54.4 %
家電製品や家庭用品が壊れたときは、できるだけ修理して使う	46.7 %

(2) 日ごろの資源物の分別の程度

「分別をいつもする」回答を品目ごとに比較

【問15】



## 6 これからの市の施策について

市民が、今後市の施策として必要と考えるものは、分解が困難なごみの特別収集が約43%と最も高く、次いで不法投棄・ポイ捨てごみ対策の強化(約37%)、店頭・公共施設における資源物回収ボックス等の増設(約29%)などとなっています。

また、マイバッグ等の持参によるレジ袋削減(約22%)、自治会ごみ置場整備の支援(約21%)、高齢者や障がい者等のごみ持ち出し支援(約21%)を取り組むべきという意見も多くありました。

今後、ごみの減量とリサイクル、ごみの処理などに関して必要な市の取り組みは何だと思えますか。あなたのお考えにもっとも近いものを選んでください。○は3つまで

【問18】

回答率は回答者974人に対する割合

